

## 流通関係

・ 繊維製品の輸入関税の見直し	43
・ 大規模小売店舗立地法第4条（指針）の早期見直し	44
・ 大規模小売店舗立地法 届出前の地方自治体への計画書提出、関係部局との事前説明等、届出前の協議を届出受理の条件とする運用の撤廃	45
・ 大規模小売店舗立地法 新設及び変更の届出における添付書類の簡素化（交通量調査、騒音、音の測定）	46
・ 大規模小売店舗立地法 リース駐車場の契約解除による駐車台数減少の場合については調整対象外とする	47
・ 「大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針」の見直し（騒音・必要駐車台数基準の見直し）	48
・ 「大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針」の見直し（開店時刻・閉店時刻の変更に係る届出基準の見直し）	49
・ 「大規模小売店舗立地法」に係る届出前の事前協議を求める運用の廃止	50
・ 「大規模小売店舗立地法」の適正運用（需給調整の排除）	51
・ 「大規模小売店舗立地法」に係る店舗の新設及び変更の届出による添付書類の簡素化	52
・ 水産物の輸入割当制度の見直し	53

## エネルギー関係

・ 兄弟会社間の電力特定供給	54
・ 「特定供給」の見直し	55
・ 電力自由化の範囲拡大 自由化範囲の「低圧」、「高圧」まで拡大	56
・ ガスパイプラインの道路占用に係る適用法令による格差是正	57
・ 自由化範囲の拡大	58
・ パイプライン（導管）事業について	59
・ 簡易ガス事業について	60
・ 中小ガス事業者の原料選択について	61
・ 自家燃料を目的とするC重油の備蓄義務の軽減	62
・ ハイサルファーC重油の関税の見直し	63
・ 液化ガス設備を電気事業法の適用に切り替える際の手続の簡略化	64
・ 外燃型ガスタービンの定期自主検査の廃止	65
・ 個別安全管理審査の簡素化	66
・ 主任技術者の選解任届の簡素化	67
・ 水力発電所非常用予備発電装置の設置・取替の届出対象	68
・ 送電線近傍にある建造物の金属製上部造営材へのD種設置工事	69

・電気工作物の設置工事に係る一部使用確認の省略	70
・電気主任技術者の監督範囲及び免状交付に必要な実務経験	71
・内燃型ガスタービンの定期自主検査と安全管理審査の廃止	72
・発電用ダム堆砂状況調査の調査頻度	73
・原子力用タービン・ボイラーの工事計画認可及び使用前検査	74
・家庭用燃料電池の一般用電気工作物への位置付け	75
・ガスタービン発電所の使用前自主検査における定格負荷試験	76
・原子力発電所の設備利用率に関する制度	77
・原子力技術基準の機能性化と民間規格の活用及び維持基準の早期導入	78
・一般ガス事業におけるガス熱量等測定の場合の制限	79
・一般ガス事業者におけるガス熱量等測定の指定時刻	80
・放射性物質輸送容器の車両輸送と船舶輸送の承認手続きの一元化	81
・ガス発生設備の停止の報告義務	82
・燃料電池自動車の普及促進に向けた諸規制の見直し（水素ガス搭載 車に係わる基準等の見直し）	83
・燃料電池自動車の普及促進に向けた諸規制の見直し（水素ステーション 設置に係わる基準等の見直し）	84
・海洋鉱区の面積の拡大	85
住宅・土地、公共工事	
・工場立地法に係る規制緩和	86
危険物・保安	
・LPガス容器の国内基準の適合について(ECER67規格関連等)	87
・LPガススタンドとCNG(圧縮天然ガス)スタンドの無差別化(保安 距離や製造行為について)	88
・鉱山における高圧ガス製造設備に関する法検査重複の改正	89
・レイアウト規制の性能規定化促進による化学産業の活性化	90
・保安規制の一元化	91
・保安法令の重複適用の排除	92
・高機能性化学プラントに対するレイアウト規制の合理化	93
・移送取扱所高圧ガス導管の距離規制等の撤廃	94
・高圧ガス保安法の認定制度の合理化及び見直し	95
・施設地区等の配置規制の緩和	96
・静電接地、避雷接地抵抗の測定周期延長	97
・港湾地区における高圧ガス貯蔵に係る規制の緩和	98
・高圧ガス警戒標表示義務の緩和	99

・ 航空機に搭載する高圧ガス使用製品を輸入する際の輸入検査の免除・・・	100
・ 定置型ガスタービン等の高圧ガス保安法における「製造」の定義の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
・ 可燃性高圧ガス等の輸送に係るワンマン運行に係る規制緩和・・・・・・・・	102

その他

・ 公共工事等のコスト削減に向けた官公需法等の見直し・・・・・・・・	103
・ 特許法による職務発明等に関する規制の廃止・・・・・・・・	104
・ 知的財産の保護対象の拡大や権利の設定・・・・・・・・	105
・ 原子力発電所の溶接自主検査に対する安全管理審査実施機関の在り方・	106

分野	流通関係	要望提出者	日本チェーンストア協会			
項目	繊維製品の輸入関税の見直し					
要望の内容	関税率の引き下げ 特恵関税枠の拡大					
関係法令	W T O 協定、関税定率法、関税暫定措置法	共管	財務省（専管）			
制度の概要	我が国の繊維製品（繊維及び衣類）の関税率については、貿易加重平均実行税率で 10.2%（99年ベース）であり、米国の 14.1%（同）と比べても低い。 なお、今後、W T O 新ラウンドにおいて関税交渉が行われる予定。  特恵関税制度とは、開発途上国の輸出と輸出所得の増大を図り、その工業化と経済発展の促進を目的として、一方的に途上国に優遇措置を付与する制度であり、供与の水準は国内産業保護を考慮し設定している。					
計画等における記載の状況	該当なし					
対応状況・対応方針	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>措置困難</p> <p>具体的措置の検討中</p> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table> <p>（実施(予定)時期： 年 月） （結論時期： 年 月）</p>			<p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>措置困難</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>その他</p>
<p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>措置困難</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>その他</p>				
<p>（説明）</p> <p>我が国の繊維製品の関税については、ウルグアイラウンドにおける合意により、現在においても、W T O への譲許に従って関税の引き下げを着実に実施しているところ。</p> <p>また、特恵関税枠については平成 13 年度関税改正によりシーリング方式を抜本的に改善し、L D C 諸国は無税・無枠となり、更に特恵税率を適用させる額を拡大させる等、特恵メリットの均てん化と制度の簡素化を図っている。</p>						
担当局課室等名	製造産業局繊維課通商室、通商政策局通商機構部					

分野	流通関係	要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	大規模小売店舗立地法第4条（指針）の早期見直し			
要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な配慮事項は「指針」に定められているが、その中でも必要駐車台数（ピーク率）、騒音規制、廃棄物保管要領については店舗設置者にとっては厳しい基準値が示される。</li> <li>・特に夜間の騒音規制については、敷地境界における騒音の最大値が対象となっており、来客車が駐車場に進入するのみで基準値を超えることとなる。</li> </ul>			
関係法令	大規模小売店舗立地法	共管	なし	
制度の概要	大規模小売店舗の立地に関し、その周辺的生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保するための手続き等を定めた法律			
計画等における記載の状況	大店立地法第4条に基づき定められ、設置者が配慮すべき基本的な事項や、駐車需要の充足、騒音の発生への対応等の店舗施設の配置及び運営方法に関して配慮すべき具体的な事項を内容とする「指針」については、産業構造審議会・中小企業政策審議会の中間答申（平成11年5月）を踏まえ、大店立地法の施行後5年以内（平成17年6月1日まで）に必要な見直しを行うこととしているが、既に策定後2年以上、法施行後1年以上を経過し、本法の施行状況に対する評価もより明確になりつつあるため、本「指針」について、平成16年度中を目途とする見直しに向けた調査等を早急に行う。			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明)				
<p>大店立地法の「指針」については、産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会流通小委員会合同会議において、パブリックコメントを実施し、広く国民各層の意見を聴取する等、様々な角度から慎重に審議を重ねた結果策定された原案を踏まえ制定したものである。さらに、規制改革推進3カ年計画（改定）（平成14年3月閣議決定）では、同指針について、「平成16年度中を目途とする見直しに向けた調査等を早急に行うこと」とされており、経済産業省としてもこれを尊重し、必要に応じて見直しを図ってまいりたい。</p> <p>なお、大店立地法の運用は都道府県に委ねられているが、国としては法が適正に運用されるよう、今般の規制緩和要望も踏まえ、引き続き都道府県の運用を注視してまいる考え。</p> <p>このため、経済本省および各経済局に設置した「大店立地法相談室」において、事業者や都道府県等からの相談受付や情報提供等を引き続き行ってまいりたい。</p>				
担当局課室等名	商務情報政策局 商務流通グループ 流通産業課			

分野	流通関係	要望提出者	日本チェーンストア協会
項目	大規模小売店舗立地法 届出前の地方自治体への計画書提出、関係部局との事前説明等、届出前の協議を届出受理の条件とする運用の撤廃		
要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立地法届出前に計画概要書の作成・提出、事前説明、関係部局との協議が求められ、事前の協議が終了しないと届出を受理しない。</li> <li>・法令、省令の要件を満たしている届出は受理すべきである。関係部局との関連法に基づく協議はその法令の申請の際に行うべき。</li> </ul>		
関係法令	大規模小売店舗立地法	共管	なし
制度の概要	大規模小売店舗の立地に関し、その周辺的生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保するための手続き等を定めた法律		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済  措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 経済産業省としても、都道府県の法運用において事前概要説明を義務化することのないよう周知徹底を図っており、引き続き都道府県の運用状況を注視するとともに、必要に応じて都道府県への指導・助言を行ってまいりたい。 また、経済本省および各経済局に設置した「大店立地法相談室」において、事業者や都道府県等からの相談受付や情報提供等を引き続き行ってまいりたい。			
担当局課室等名	商務情報政策局 商務流通グループ 流通産業課		

分野	流通関係	要望提出者	日本チェーンストア協会			
項目	大規模小売店舗立地法 新設及び変更の届出における添付書類の簡素化（交通量調査、騒音、音の測定）					
要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法附則第5条第1項では、当該変更に係るもの以外のものを届け出ることになっており、法第5条第2項で、添付書類を求められている。</li> <li>・既存店舗における変更の届出を行う場合、必要添付書類は、変更内容に関する必要最小限なものにすべきである。</li> </ul>					
関係法令	大規模小売店舗立地法	共管	なし			
制度の概要	大規模小売店舗の立地に関し、その周辺的生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保するための手続き等を定めた法律					
計画等における記載の状況	該当なし					
対応状況・対応方針	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; text-align: center;"> <p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>措置困難 具体的措置の検討中</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table>			<p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)</p>	<p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>措置困難 具体的措置の検討中</p>	<p>その他</p>
<p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)</p>	<p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>措置困難 具体的措置の検討中</p>	<p>その他</p>				
<p>(説明)</p> <p>既存店が変更を行う場合の添付書類については、当該変更事項に密接に関連し、その影響を判断するために必要と考えられるものとする旨都道府県に周知しており、都道府県が大店立地法の運用に必要な範囲で定めているものと認識している。国としては、産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会流通小委員会合同会議が大店立地法の「指針」の原案と併せて答申した「指針(案)の策定に当たって」において「出店者の負担という観点からは、手続負担の軽減を図ることにも十分配慮が払われるべきである」と述べていることも踏まえ、法が適正に運用されるよう、引き続き都道府県の運用を注視してまいりたい。</p> <p>このため、経済本省及び各経済局に設置した「大店立地法相談室」において、事業者や都道府県等からの相談受付や情報提供等を引き続き行ってまいりたい。</p>						
担当局課室等名	商務情報政策局 商務流通グループ 流通産業課					

分野	流通関係	要望提出者	日本チェーンストア協会					
項目	大規模小売店舗立地法 リース駐車場の契約解除による駐車台数減少の場合については調整対象外とする。							
要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出店後、リース駐車場については地主（賃貸人）の相続により売却等の都合により中途解約となるケースが度々生じる。このような場合、代替地を探し、借り替えを行う等、可能な限り早急に対応を行うものの、駅前立地の店舗等は隣接地に代替地を確保することは困難である。</li> <li>・ 賃貸借契約により確保している駐車場は、契約上中途解約を阻止することはできず、店側の理由で契約を継続し、法的に確保していくことは不可能である。このように事業者側による都合ではない場合については、特例的に調整対象外としていただきたい。</li> </ul>							
関係法令	大規模小売店舗立地法	共管	なし					
制度の概要	大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保するための手続き等を定めた法律							
計画等における記載の状況	該当なし							
対応状況・対応方針	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;">                 措置済・措置予定 措置済  措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)             </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;">                 検討中 措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中             </td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">措置困難</td> <td style="width: 19%; vertical-align: top;">その他</td> </tr> </table>				措置済・措置予定 措置済  措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中	措置困難	その他
措置済・措置予定 措置済  措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中	措置困難	その他					
(説明)  大店立地法は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の生活環境の保持のため、大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保するための手続きを定めた法律である。本法の下では、周辺の地域の生活環境に対する影響が増大するような変更（駐車台数の減少）を行うにあたり、当該変更が交通渋滞等に配慮しつつ適正に行われることを確保するための手続きを経る必要があるため、本事例のみを特例として大店立地法の手続きから除外することは適当ではないと考える。								
担当局課室等名	商務情報政策局 商務流通グループ 流通産業課							

分野	流通関係	要望提出者	日本経済団体連合会
項目	「大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針」の見直し (騒音・必要駐車台数基準の見直し)		
要望の内容	<p>・「指針」については、大店立地法の施行後5年以内(平成17年6月1日まで)に必要な見直しを行うとされたが、総合規制改革会議の見解を踏まえ、『規制改革推進3カ年計画(改訂)』(平成14年3月29日閣議決定)において、「既に策定後2年以上、法施行後1年以上を経過し、本法の施行状況に対する評価もより明確になりつつあるため、本「指針」について、平成16年度中を目途とする見直しに向けた調査等を早急に行う」とされ、見直し時期を前倒しする方向が示された。</p> <p>・したがって、「指針」の見直しが平成16年度中の極力早期に行われるよう、早急に見直しに向けた調査に着手し、「指針」における基準値等が実態に則し、且つ、経済的に許容可能な水準となるよう見直すべきである。</p>		
関係法令	大規模小売店舗立地法	共管	なし
制度の概要	大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保するための手続き等を定めた法律		
計画等における記載の状況	大店立地法第4条に基づき定められ、設置者が配慮すべき基本的な事項や、駐車需要の充足、騒音の発生への対応等の店舗施設の配置及び運営方法に関して配慮すべき具体的な事項を内容とする「指針」については、産業構造審議会・中小企業政策審議会の中間答申(平成11年5月)を踏まえ、大店立地法の施行後5年以内(平成17年6月1日まで)に必要な見直しを行うこととしているが、既に策定後2年以上、法施行後1年以上を経過し、本法の施行状況に対する評価もより明確になりつつあるため、本「指針」について、平成16年度中を目途とする見直しに向けた調査等を早急に行う。		
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難 その他
	措置予定	具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期： 年 月)		
(説明)			
<p>大店立地法の「指針」については、産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会流通小委員会合同会議において、パブリックコメントを実施し、広く国民各層の意見を聴取する等、様々な角度から慎重に審議を重ねた結果策定された原案を踏まえ制定したものである。さらに、規制改革推進3カ年計画(平成14年3月閣議決定)では、同指針について、「平成16年度中を目途とする見直しに向けた調査等を早急に行うこと」とされており、経済産業省としてもこれを尊重し、必要に応じて見直しを図ってまいりたい。</p> <p>なお、大店立地法の運用は都道府県に委ねられているが、国としては法が適正に運用されるよう、今般の規制緩和要望も踏まえ、引き続き都道府県の運用を注視してまいる考え。</p> <p>このため、経済本省および各経済局に設置した「大店立地法相談室」において、事業者や都道府県等からの相談受付や情報提供等を引き続き行ってまいりたい。</p>			
担当局課室等名	商務情報政策局 商務流通グループ 流通産業課		

分野	流通関係	要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	「大規模小売店舗立地法施行規則」の見直し (開店時刻・閉店時刻の変更に係る届出基準の見直し)			
要望の内容	<p>・大規模小売店舗立地法施行規則を見直し、開店時刻の繰り下げや閉店時刻の繰り上げを行う場合に加え、開店時刻を繰り上げる場合や閉店時刻を繰り下げの場合でその時間帯が「騒音規制法(昭和43年法律第98号)」における「夜間」の時間帯(午後9時、10時又は11時から翌日の午前5時又は6時までの範囲内において都道府県知事が定める時間帯、店舗設置地点について騒音規制法による地域の指定が行われていない場合は、午後11時から午前5時とする。例えば東京都の場合は午後11時から午前6時まで)にかからない(駐車場等の施設の利用時間も「夜間」にかからない)場合には、当該変更に係る届出を不要とすべきである。</p>			
関係法令	大規模小売店舗立地法	共管	なし	
制度の概要	大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保するための手続き等を定めた法律			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済  措置予定  (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)  大店立地法は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の生活環境の保持のため、大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保するための手続きを定めた法律である。本法の下では、周辺環境への影響が増大するような変更を行うにあたり、当該変更が周辺生活環境に配慮しつつ適正に行われることを確保するための手続きを経る必要があるため、「夜間」にかからない時間帯の開店時間の繰り上げや閉店時間の繰り下げについて、届出を一律に不要とすることは適当でないとする。ただし、都道府県において、当該変更が実質的に生活環境に与える負荷がほとんどないと判断されるときには、説明会を店舗の敷地内の掲示によって行うなど軽微な手続きを認めることが出来ることとなっている。				
担当局課室等名	商務情報政策局 商務流通グループ 流通産業課			

分野	流通関係	要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	「大規模小売店舗立地法」に係る届出前の事前協議を求める運用の廃止			
要望の内容	<p>・多くの自治体では、大店立地法により、大規模小売店舗を設置しようとする場合、もしくはこれら店舗に係る諸変更を行おうとする場合において、届出前に過度な事前協議等を義務づけており、事業者に過大な負担を課すとともに、手続きの透明性・公正性が損なわれている。大店立地法において、都道府県による意見の表明期限が届出より8ヶ月（勧告期限については2ヶ月）と明確に定められているのは、徒に審査を長引かせる事による届出者の不利益を防止するとともに、都道府県による届出内容等を審査する時間を確保するためであり、届出前の事前協議等が横行すれば、かかる規定は無意味となり、大店立地法の趣旨に大きく反すると思われる。したがって、経済産業省の本省・各地方経済局においては、かかる事前協議等が全廃されるよう、指導・勧告等の適切な措置が講じられることを要望する。</p>			
関係法令	大規模小売店舗立地法	共管	なし	
制度の概要	大規模小売店舗の立地に関し、その周辺的生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保するための手続き等を定めた法律			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済	検討中	措置困難 措置するか否かを含めて検討中	その他
	措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	具体的措置の検討中		
<p>(説明)</p> <p>経済産業省としても、都道府県の法運用において事前概要説明を義務化することのないよう周知徹底を図っており、引き続き都道府県の運用状況を注視するとともに、必要に応じて都道府県への指導・助言を行ってまいりたい。</p> <p>また、経済本省および各経済局に設置した「大店立地法相談室」において、事業者や都道府県等からの相談受付や情報提供等を引き続き行ってまいりたい。</p>				
担当局課室等名	商務情報政策局 商務流通グループ 流通産業課			

分野	流通関係	要望提出者	日本経済団体連合会
項目	「大規模小売店舗立地法」の適正運用（需給調整の排除）		
要望の内容	<p>・多数の自治体において、大店立地法により大規模小売店舗の新設・変更の届出を行う場合、事前協議が義務づけられており、その際に、商業調整的な指導がなされている。これらは、「地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重して行うものとする」とする大店立地法第13条の趣旨に逸脱すると思われ、これらが早期に廃止されるよう、経済産業省の本省・各地の経済産業局において、指導・勧告等の適切な措置が講じられることを要望する。</p>		
関係法令	大規模小売店舗立地法	共管	なし
制度の概要	大規模小売店舗の立地に関し、その周辺的生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保するための手続き等を定めた法律		
計画等における記載の状況	大規模小売店舗立地法第13条の趣旨（地方公共団体の施策における本法の趣旨の尊重）の周知徹底を図るため、「大店立地法相談室」の業務の充実を図る。また、地方公共団体による同法の運用について、必要に応じて、法の解釈を示すとともに、第13条の趣旨に反する事例が生じた場合には、地方自治法に基づいて技術的助言・勧告を行う。		
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： 年 月）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（説明） <p>地方公共団体が地域の実情に応じて、生活環境の保持の観点から必要な施策を講じる際には、小売業を行うための店舗についての地域的な需給状況を勘案してはならないのはもとより、いわゆる「上乘せ規制」などの本法の趣旨に反した規制を行うことは出来ず、この旨法第13条にも明記されている。</p> <p>国としては今般の規制緩和と要望も踏まえ、引き続き都道府県の運用を注視するとともに、法が適正に運用されるよう、必要に応じて都道府県に指導・助言を行ってまいりたい。</p> <p>このため、経済本省及び各経済局に設置した「大店立地法相談室」において、事業者や都道府県等からの相談受付や情報提供等を引き続き行ってまいりたい。</p>			
担当局課室等名	商務情報政策局 商務流通グループ 流通産業課		

分野	流通関係	要望提出者	日本経済団体連合会			
項目	「大規模小売店舗立地法」に係る店舗の新設及び変更の届出による添付書類の簡素化					
要望の内容	<p>・新規出店及び変更計画書の記載例は、概ね都道府県において様式を定めているが、添付が求められる書類の種類や内容は各地方自治体で異なることが多い。特に最近の傾向として、添付書類や届出書類の記載内容が益々細かくなっている。本省及び地方経済局においては、このような実態を踏まえ、今後、際限なく事業者の負担が増えることのないよう、適切な措置が講じられることを要望する。</p>					
関係法令	大規模小売店舗立地法	共管	なし			
制度の概要	大規模小売店舗の立地に関し、その周辺的生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保するための手続き等を定めた法律					
計画等における記載の状況	該当なし					
対応状況・対応方針	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)</p> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top; text-align: center;"> <p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>措置困難 具体的な措置の検討中</p> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table>			<p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)</p>	<p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>措置困難 具体的な措置の検討中</p>	<p>その他</p>
<p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)</p>	<p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>措置困難 具体的な措置の検討中</p>	<p>その他</p>				
<p>(説明)</p> <p>添付書類については、当該変更事項に密接に関連し、その影響を判断するために必要と考えられるものとする旨都道府県に周知しており、都道府県が大店立地法の運用に必要な範囲で定めているものと認識している。</p> <p>国としては、産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会流通小委員会合同会議が大店立地法の「指針」の原案と併せて答申した「指針(案)の策定に当たって」において「出店者の負担という観点からは、手続負担の軽減を図ることも十分配慮が払われるべきである」と述べていることも踏まえ、法が適正に運用されるよう、引き続き都道府県の運用を注視してまいりたい。</p> <p>このため、経済本省及び各経済局に設置した「大店立地法相談室」において、事業者や都道府県等からの相談受付や情報提供等を引き続き行ってまいりたい。</p>						
担当局課室等名	商務情報政策局 商務流通グループ 流通産業課					

分野	流通関係	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	水産物の輸入割当制度の見直し			
意見・要望等の内容	ほたて、いか、あじ、さば、にしん等に関する輸入枠（IQ）の撤廃			
関係法令	外国為替及び外国貿易法第52条 輸入貿易管理令第3条及び第9条	共管	農林水産省	
制度の概要	我が国の零細かつ多数の沿岸・沖合漁業者の主対象漁獲物について、無秩序な輸入がこれら漁業者に悪影響を与えないよう、その輸入について割当制としており、各品目毎に年1回輸入割当限度数量（又は金額）を定めている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	（実施（予定）時期： ）			
<p>（説明）</p> <p>我が国の零細かつ多数の沿岸・沖合漁業者の主対象漁獲物については、近隣諸国と資源、漁業面で競合していること等を考慮し、無秩序な輸入がこれら漁業に悪影響を与えないよう、その輸入について割当制としているものであり、これを撤廃することは困難である。</p> <p>一方、先着順割当（輸入枠（IQ）を有していない者のための割当）の増大による新規参入者の拡大等制度の運用の改善を図ってきているところである。</p>				
担当局課室等名	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室			

分野	エネルギー関係	要望提出者	(社)日本経団連	
項目	兄弟会社間の電力特定供給			
要望の内容	<p>(要望) 親会社傘下の子会社間での特定供給を許可する。</p> <p>(理由) 自家発の余剰電力を供給する際に、供給者と需要家の間で密接な関係があれば、自家発自家消費に類似した性格のものとして電力の直接供給(特定供給)が許可されるが、その許可要件が厳しくなっている。 親会社傘下の複数の子会社は実質的には一体の会社となっている。企業再編の手段として持株会社化があるが、持株会社傘下の子会社間で特定供給が認められないと、企業再編が妨げられる。</p>			
関係法令	電気事業法第17条第2項第1号 電気事業法施行規則第21条	共管	なし	
制度の概要	<p>特定供給制度は、「電気を供給する事業を営もうとする者」と「供給の相手方」との間で密接な関係を有し、自家発自家消費に類似した性格を有すると認められる場合について、経済産業大臣の許可を受けて、電気の供給を行うことができるよう規定したものである。</p> <p>「電気を供給する事業を営もうとする者」と「供給の相手方」と生産工程、資本関係、人的関係等に密接な関係を有する場合に許可されるもの。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
<p>(説明)</p> <p>今後の電気事業制度の在り方については、一昨年11月から開催されている総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討が行われているところ。</p>				
担当局課室等名	資源エネルギー庁電力市場整備課			

分野	エネルギー関係	要望提出者	(社)日本化学工業協会						
項目	「特定供給」の見直し								
要望の内容	<p>(要望) 「特定供給」に係る許可基準を緩和する。</p> <p>(理由) 自家発電設備を有している企業に電力のゆとりがあっても、「電気事業法」の規制により隣接する他企業が電力の融通を希望しても自営線による電力供給が出来ない。</p>								
関係法令	電気事業法第17条第2項第1号 電気事業法施行規則第21条	共管	なし						
制度の概要	<p>特定供給制度は、「電気を供給する事業を営もうとする者」と「供給の相手方」との間で密接な関係を有し、自家発自家消費に類似した性格を有すると認められる場合について、経済産業大臣の許可を受けて、電気の供給を行うことができるよう規定したものである。</p> <p>「電気を供給する事業を営もうとする者」と「供給の相手方」と生産工程、資本関係、人的関係等に密接な関係を有する場合に許可されるもの。</p>								
計画等における記載の状況	該当なし								
対応状況・対応方針	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)</p> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">}</td> <td style="width: 45%; vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">}</td> <td style="width: 10%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> <p>その他</p> </td> </tr> </table>				<p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)</p>	}	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	}	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)</p>	}	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	}	<p>措置困難</p> <p>その他</p>					
<p>(説明)</p> <p>今後の電気事業制度の在り方については、一昨年11月から開催されている総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討が行われているところ。</p>									
担当局課室等名	資源エネルギー庁電力市場整備課								

分野	エネルギー関係	要望提出者	日本チェーンストア業界			
項目	電力自由化の範囲拡大 自由化範囲の「低圧」、「高圧」まで拡大					
要望の内容	平成12年3月21日から電力小売の一部自由化が特別高圧を対象に実施されたが、今後「低圧」（一般家庭用）、「高圧」（業務用）についても料金メニュー、サービスの向上が必要である。現状、自由化が認められているのは「特別高圧」のみで高圧施設が多くメリットが享受できない。					
関係法令	電気事業法第2条第1項第7号 電気事業法施行規則第2条の2	共管	なし			
制度の概要	平成12年3月21日より、概ね2万V以上の特別高圧電線路から受電して、電気の使用規模が原則として2千kW以上の需要家については、電力小売の一部が自由化されている。					
計画等における記載の状況	「規制改革推進3カ年計画（改定）」において、「自由化範囲の拡大」については、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会などを通じ、平成14年度中に検討・結論を得ることとなっている。					
対応状況・対応方針	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">措置済・措置予定 措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> <p style="text-align: center;">（実施(予定)時期： 年 月）</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">措置困難 具体的措置の検討中</p> </td> <td style="width: 10%; vertical-align: top; text-align: center;">その他</td> </tr> </table>			<p style="text-align: center;">措置済・措置予定 措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> <p style="text-align: center;">（実施(予定)時期： 年 月）</p>	<p style="text-align: center;">検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">措置困難 具体的措置の検討中</p>	その他
<p style="text-align: center;">措置済・措置予定 措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> <p style="text-align: center;">（実施(予定)時期： 年 月）</p>	<p style="text-align: center;">検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">措置困難 具体的措置の検討中</p>	その他				
<p>（説明）</p> <p>今後の電気事業制度の在り方については、一昨年11月から開催されている総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討が行われているところ。</p>						
担当局課室等名	資源エネルギー庁電力市場整備課					

分野	エネルギー関係	要望提出者	(社)日本経団連	
項目	ガスパイプラインの道路占有に係る適用法令による格差の是正			
要望の内容	<p>(要望)</p> <p>ガスの卸供給事業に供するガスパイプラインであれば、適用法規にかかわらず、道路法第36条の「ガス事業法の規定に基づき設置されるガス管」に準じるものとし、道路占有の手続きを簡素化する。</p> <p>(理由)</p> <p>クリーンエネルギーである天然ガスの利用促進のためガスパイプラインの整備が求められている。しかし、ガスパイプライン設置にガス事業法以外の法規が適用される場合、道路法36条が適用されないため、手続きに時間がかかり、計画的な工事が難しくなっている。</p> <p>また、ガス事業法が適用されるガスパイプラインとの間で、卸供給事業に供するという目的に変わりがなく、保安上も同様な管理がなされているにもかかわらず、格差が生じている。</p>			
関係法令	道路法第36条	共管	国土交通省(道路法所管)	
制度の概要	<p>道路にガス管を設置する場合は、道路法36条の道路占有の許可が必要である。この許可に当たって、ガス事業法の規定に基づくガス管の設置については、同法36条の道路占有の特例規定により、道路管理者は政令で定める基準に適合するときは、その許可を与えなければならないとした道路占有の特例の規定があり、特例がない場合に比べ、その許可を得られやすくなっている。</p> <p>一方、国産天然ガス事業者等が設置するガス管は、他の法律(鉱山保安法等)に基づき設置されることから、この道路占有の特例の対象とならない。</p>			
計画等における記載の状況	<p>「規制改革推進3か年計画(改定)」( . 1 2 . ( 2 ) )において、ガス供給インフラの整備促進として、ガス供給を行う新規のパイプライン設置者について、一定期間、例えば、導管使用料を高くすることを容認するなど、投資インセンティブを高める措置を講ずることについて、14年度中に措置(検討、結論)とされている。</p>			
対応状況・対応方針	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： 年 月)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>(説明)</p> <p>今後のガス事業制度の在り方について、昨年9月から総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会において検討を行っているところ。その中で、適切な導管投資インセンティブの確保の観点から、一般ガス事業者以外の者が敷設するガス供給用の導管に対する託送義務のあり方、道路占有等の公益特権のあり方を検討中。今後、必要に応じ、道路法所管の国土交通省と調整を行う予定。</p>				
担当課等名	資源エネルギー庁ガス市場整備課			

分野	エネルギー関係	要望提出者	岩谷産業株式会社	
項目	自由化範囲の拡大			
要望の内容	<p>(要望) 自由化範囲は段階的に拡大。</p> <p>(理由) 完全自由に向けてLPガス業界として合従連衡・配送の合理化等によるコストダウン並びに価格の透明化を図り、LPガス価格を都市ガス価格に近づける為の準備期間が必要。それにより、LPガス消費者の利益の増進につながる。</p>			
関係法令	ガス事業法第5項、6項、同施行規則第3条(大口供給の定義)、同法第20条(供給約款等による供給の義務)、同法第37条の8、37条の9(大口供給)	共管	なし	
制度の概要	現在、一般ガス事業においては、年間供給量(年間契約数量)が100万m <sup>3</sup> 以上の大口ガス供給を自由化しているところ。			
計画等における記載の状況	「規制改革推進3か年計画(改定)」(平成27.12.(2))において、ガスの小売自由化範囲の拡大として、年間契約数量100m <sup>3</sup> 以下の需要家への供給についても拡大することについて、14年度中に措置(検討、結論)とされている。			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済	検討中	措置困難	その他
	措置予定	措置するか否かを含めて検討中		
	(実施(予定)時期： 年 月)	具体的措置の検討中		
<p>(説明)</p> <p>今後のガス事業制度の在り方について、昨年9月から総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会において検討を行っているところ。その中で、自由化範囲をいつまでにどの程度まで拡大していくのかについて、パイプライン等のガス供給インフラの整備とその有効利用のあり方とともに、現在検討を行っているところ。</p>				
担当局課室等名	資源エネルギー庁ガス市場整備課			

分野	エネルギー関係	要望提出者	岩谷産業株式会社	
項目	パイプライン（導管）事業について			
要望の内容	<p>（要望） パイプライン（導管）事業については企業分割を求める。</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス市場整備基本問題研究会では導管の第三者利用促進のための手法として、             <ul style="list-style-type: none"> <li>a．イコールアクセスと情報開示規制、料金規制を行う。</li> <li>b．導管事業者が他のガス事業を兼業する場合は、最低限、導管事業の会計を分離すると共に、適切なファイア・ウォールを設けるとある。</li> </ul> </li> <li>・しかしながら、これらの措置のみでは「情報遮断、他部門への内部補助、公平なアクセス」等に不安がある。</li> <li>・従って、導管事業を企業分割する制度にさせていただくことが、真の公平な第三者利用の促進につながり、ひいては競争促進を通じて消費者利益の増進につながるものと考えている。</li> </ul>			
関係法令	ガス事業法第2条1項（一般ガス事業の定義）、同法第22条の2（接続供給）、同施行規則23条（接続供給約款）	共管	なし	
制度の概要	指定一般ガス事業者は、その導管利用を希望する者に対し、公平で透明な利用に係る料金や受入条件が明らかになるよう、接続供給約款を作成・届出・公表している。また、内部補助を防止する観点から、接続供給に係る費用配賦のルールを定めるとともに、その実績収支を他の事業と区分して整理することとしている。			
計画等における記載の状況	「規制改革推進3か年計画（改定）」（ ． 1 2 ． （ 2 ） ）において、既存のガス供給インフラの第三者への開放として、大手都市ガス4事業者以外の都市ガス会社のパイプラインなど公共性の高いものについては第三者利用を拡大。また、既に開放されている大手都市ガス4事業者の託送料金については公正競争の観点からその算定の透明性を高めるための一層厳格な会計分離を行うとともに、自由化範囲の拡大に伴う一層の透明性・公平性の確保の観点から、厳格な情報遮断の整備も実施することについて、14年度中に措置（検討、結論）とされている。			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中	措置困難 措置するか否かを含めて検討中	その他
<p>（説明）</p> <p>今後のガス事業制度の在り方について、昨年9月から総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会において検討を行っているところ。その中で、導管の他者による利用条件の公平性、透明性、中立性の一層の向上を図るための措置のあり方について検討中。</p>				
担当局課室等名	資源エネルギー庁ガス市場整備課			

分野	エネルギー関係	要望提出者	岩谷産業株式会社			
項目	簡易ガス事業について					
要望の内容	<p>(要望) 簡易ガス事業者間の卸供給を可能に。</p> <p>(理由) ガス発生に余裕のある簡易ガス事業の発生設備から、他の簡易ガス事業に卸供給することにより、簡易ガス発生設備の有効利用が図れ、それによりガス料金の低減が実現され、消費者利益の増進につながるものとする。</p>					
関係法令	ガス事業法	共管	なし			
制度の概要	<p>簡易ガス事業とは、「一般の需要に応じ、政令で定める簡易なガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業であって、一の団地内におけるガスの供給地点の数が70以上のものをいう。」と規定されており、簡易なガス発生設備を有する必要がある。また、簡易ガス事業は都市ガス事業の「供給区域」に対して、「供給地点」という概念をもっている。</p>					
計画等における記載の状況	該当なし					
対応状況・対応方針	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>措置困難</p> <p>具体的措置の検討中</p> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期： 年 月)</p>			<p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>措置困難</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>その他</p>
<p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>措置困難</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>その他</p>				
<p>(説明)</p> <p>簡易ガス事業は、需要に速やかに応ずることができるという特色を活かし、一つの団地内においてガスを導管で供給する事業であり、その設備等の簡便性、需要地点群の特定性ゆえに地点供給として料金算定の際の簡便方式の利用、供給計画が不要等の簡易な規制を課しているもの。簡易ガス間の卸供給を可能とすると、その供給は一つの団地内にとどまらず、需要に応じた供給範囲の拡大により、いわゆる一般ガス事業の面的拡大と同等とみなせる。したがって、こうした場合においては、当該事業者は一般ガス事業者として事業申請を行うことが適当。</p>						
担当局課室等名	資源エネルギー庁ガス市場整備課					

分野	エネルギー	要望提出者	岩谷産業株式会社									
項目	中小ガス事業者の原料選択について											
要望の内容	<p>(要望) 中小ガス事業者の原料選択に関し、LPガストレート供給が引き続き可能となるよう求める。</p> <p>(理由) ・現在、「IGF21」に基づいて中小都市ガス会社がLNG供給への切り替えを行っているところだが、この為のコストが、ガス料金の高騰を招く結果になっては困る。 ・引き続き、LPガスによるストレート供給も可能な制度にしていくことで、中小都市ガス会社の経営の自由度が高まると共に、ガス料金の高騰を防ぐことにより消費者利益の増進につながるものとする。</p>											
関係法令	ガス事業法	共管	なし									
制度の概要	<p>ガス業界では、1990年に資源エネルギー庁が提唱した「IGF21計画」に基づき、2010年を目途に、現在原料として低カロリーガスを供給している一般ガス事業者が天然ガスを中心とした高カロリーガスの供給を可能とする体制へ移行すること推進しているが、LPガストレート供給を行っている事業者の切り替えを強制するものではない。</p>											
計画等における記載の状況	該当なし。											
対応状況・対応方針	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:20%; border:none;"></td> <td style="width:30%; border:none;">措置済・措置予定 措置済</td> <td style="width:30%; border:none;">検討中 措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="width:20%; border:none;">措置困難 その他</td> </tr> <tr> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;">措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)</td> <td style="border:none;">具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)</td> <td style="border:none;"></td> </tr> </table>					措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難 その他		措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	
	措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難 その他									
	措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)										
<p>(説明)</p> <p>今後も、LPストレート供給によるガス事業は可能である。</p> <p>なお、IGF21計画に基づいて推進されている高カロリー化は、需要家にとって、ガス機器の選択幅の拡大、コージェネレーション等の高効率機器の導入が可能となるなど利便性が向上するメリットがある。高カロリー化事業には事業規模と比較して大きな投資が必要となることから、これを推進するため、高カロリー化を行うガス事業者には、当該事業に要した費用を料金に織り込むことを認めている。この結果、その時点では料金水準が上昇となるが、高カロリー化作業終了後、費用の償却が完了した時点で、総括原価を見直し、料金改定を行うこととしている。</p>												
担当局課室等名	資源エネルギー庁ガス市場整備課 原子力・安全保安院ガス安全課											

分野	エネルギー関係	要望提出者	日本経団連						
項目	自家燃料を目的とするC重油の備蓄義務の軽減								
要望の内容	・自家消費を目的としてC重油を輸入した場合に課せられる備蓄義務を軽減してほしい。								
関係法令	石油の備蓄の確保等に関する法律	共管	なし						
制度の概要	<p>・我が国への石油の供給が不足する事態が生じた場合においても、石油の安定的な供給を確保し、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資するために、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づき、石油精製業者等に対して、全ての油種を対象に備蓄の義務を課している。</p> <p>・国際的には、IEAは石油の純輸入量の90日分につき、加盟国に対して備蓄義務を課している。</p> <p>・我が国は、原油5000万klの国家備蓄に加え、石油精製業者等に対して前12か月の石油生産量等の70日分を基準備蓄量とする備蓄義務を課している。</p>								
計画等における記載の状況									
対応状況・対応方針	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:33%; border:none;">措置済・措置予定 措置済</td> <td style="width:33%; border:none;">検討中 措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="width:33%; border:none;">措置困難 その他</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)</td> <td style="border:none;">具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)</td> <td style="border:none;"></td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難 その他	措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	
措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難 その他							
措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)								
(説明)									
<p>・石油備蓄は、我が国への石油の供給が不足する事態が生じた場合においても、石油の安定供給を確保し、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資するためのものである。</p> <p>・自家消費用の石油について備蓄義務を軽減した場合、我が国の石油安定供給を確保するために必要な民間備蓄の水準が維持できなくなる恐れがあり、緊急時において国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に問題が生じることとなる。このため、自家消費用の石油についても備蓄義務を課しているところである。</p> <p>・国際的にもIEAにより、他人に譲り渡す目的か自己の用に供する目的かを問わず、純輸入量に対する90日分の備蓄義務が課せられている。</p> <p>・なお、備蓄石油を保有することに伴う負担の軽減のために、備蓄義務者に対しては、従来より備蓄石油購入資金に対する低利融資を実施している。</p>									
担当局課室等名	資源エネルギー庁 石油精製備蓄課								

分野	エネルギー関係	要望提出者	日本経団連												
項目	ハイサルファーC重油の関税の見直し														
要望の内容	・ハイサルファーC重油に課せられている関税を早期に見直してほしい。														
関係法令	関税暫定措置法第2条第1項	共管	財務省												
制度の概要	重油関税率（平成14年度から平成17年度まで） 低硫黄A重油：2,593円/KL 高硫黄A重油：3,306円/KL 低硫黄C重油：2,376円/KL 高硫黄C重油：3,202円/KL														
計画等における記載の状況															
対応状況・対応方針	<table border="0" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:30%; text-align: center;">措置済・措置予定 措置済</td> <td style="width:30%; text-align: center;">検討中 措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="width:20%; text-align: center;">措置困難 その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">措置予定</td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">具体的措置の検討中</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;">（実施（予定）時期： 年 月）</td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;">（結論時期：平成17年度末までに見直しを検討する。）</td> <td></td> </tr> </table>				措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難 その他		措置予定	具体的措置の検討中			（実施（予定）時期： 年 月）	（結論時期：平成17年度末までに見直しを検討する。）	
	措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難 その他												
	措置予定	具体的措置の検討中													
	（実施（予定）時期： 年 月）	（結論時期：平成17年度末までに見直しを検討する。）													
（説明）  ・資源の乏しい我が国にとって、国内需給バランスを逸するようなC重油の輸入により、石油製品の安定供給確保が損なわれることのないよう、従来より一定程度の関税率を設けてきたところ。  ・また、石油関税は、平成17年度まで国内石炭対策に係る借入金返済のための財政関税として位置づけられている。  ・このため、ハイサルファーC重油の関税率を早期に見直すことは困難であるが、平成18年度以降のハイサルファーC重油関税の在り方については、上述のような政策的意義を踏まえた上で、平成17年度末までに見直しを検討する。															
担当局課室等名	資源エネルギー庁 石油精製備蓄課														

分野	エネルギー	意見・要望提出者	日本経済団体連合会
項目	液化ガス設備を電気事業法の適用に切り替える際の手続きの簡略化		
意見・要望等の内容	すでに高圧ガス保安法が適用されている液化ガス設備を、電気事業法の適用とする際の手続きが複雑であるため、簡略化を要望する。具体的には、溶接検査や使用前検査等の設備稼働にあたっての検査は省略し、保安規定変更届出等の提出のみとする。		
関係法令	電気事業法第50条の2、第52条 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第37条～54条 高圧ガス保安法第3条第1項 高圧ガス保安法施行令第2条第2項 発電所における高圧ガス保安法により管理される液化ガス設備の電気事業法による一元化について	共管	なし
制度の概要	従来、アンモニア貯槽等の液化ガス設備の適用法令については高圧ガス保安法が適用されていたが、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」に液化ガス設備に係る規定が追加され、平成9年6月以降に設置したものは電気事業法が適用されることになった。 すでに高圧ガス保安法が適用されている液化ガス設備を、電気事業法の適用に切り替える際の手続きについて、平成13年3月、資源エネルギー庁から公表され、発電所における電気工作物の使用にあたっては使用前自主検査等を実施することになっている。		
計画等における記載の状況	規制改革推進3か年計画（再改訂） 9イ21 液化ガス設備を電気事業法の適用に切り替える際の手続きの簡素化 高圧ガス保安法が適用されている液化ガス設備を、電気事業法の適用に切り替える際の手続きについて、一層の合理化を図る。		
対応の状況	措置済・措置予定  措置済 措置予定  (実施時期：平成15年3月)	検討中  措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
平成9年5月以前より保有している高圧ガス保安法の設備を電気事業法対象施設とすると、電気事業法上の工事計画届出を行うことにより使用前自主検査・溶接自主検査の対象としているところ。 工事計画届出を行った者は、法に基づき自主検査をする義務が課せられており自主検査そのものの適用を除外することは困難である。ここで、使用前自主検査においては試験項目のうち高圧ガス保安法上で行った試験が電気事業法の試験に相当する場合には改めて当該試験を行うことまで求めていない。また、溶接自主検査にあつては高圧ガス保安法による適合証を取得している範囲において電気事業法施行規則第83条により溶接自主検査を省略させるなど既に必要な範囲で自主検査を合理化しているところであるが、さらに可燃性ガスを内包する液化ガス設備についても、溶接安全管理審査を省略できることとした。(平成15年3月25日付け経済産業省令第26号)			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課		

分野	エネルギー	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	外燃型ガスタービンの定期自主検査の廃止			
意見・要望等の内容	内燃型ガスタービンの定期自主検査対象部位がガス圧縮機のみとなったこととの整合から、ガス圧縮機が付属しない外燃型ガスタービンの定期自主検査を廃止する。			
関係法令	電気事業法第94条	共管	なし	
制度の概要	内燃型ガスタービンの定期自主検査の規制の対象部位はガス圧縮機のみ限定されている。しかし、外燃型ガスタービンの定期自主検査対象部位については従来同様であり、ガスタービン本体も対象に含まれたままである。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期: )	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明) 定期自主検査の対象部位に関しては、熱負荷だけでなく、流動ガス成分、それらによる腐食、法定メンテナンスの必要性等の要因を広く考慮しているところ。 TRT等の外燃型ガスタービンのガスは可燃性でCO成分を含めて危険性・毒性についても考慮する必要があり、また同ガスタービンは量産品でないことから、検査不要とするまでの構造・機能面での知見が得られておらず措置困難。				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課			

分野	エネルギー	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	個別安全管理審査の簡素化			
意見・要望等の内容	個別安全管理審査の受審項目(書類)を簡素化する。			
関係法令	電気事業法第50条の2、第52条、第55条 電気事業法施行規則第73条の5、第82条の2、第94条の4 安全管理審査実施要領(平成14年7月26日 平成14・05・09原院第3号)	共管	なし	
制度の概要	安全管理審査制度は、設置者が行う自主検査の体制について、国が審査を行うものであり、設置者が継続的な自主検査体制を構築しているかを審査する「システム安全管理審査」と、個々の自主検査が適切な方法で実施されたかを確認する「個別安全管理審査」の2種類がある。			
計画等における記載の状況	規制改革推進3か年計画(再改訂)別添1 2その他 37 電気事業法における個別安全管理審査の簡素化 電気事業法における個別安全管理審査の受審項目(書類)の簡素化を行う。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期: )	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明)				
<p>平成11年の電気事業法の改正は、国の事前規制を必要最低限とし、民間における自主保安の確立を一層促進することを目的として、国による検査から設置者による法定自主検査に移行し、法定自主検査の実施に係る体制を審査するための制度(安全管理審査制度)を創設した。このため、設置者自身による法定自主検査の実施と、その結果の記録・保存を求める制度となったが、この場合の各種測定器の校正記録、検査の実施体制、要員の資質等は設置者が確保する内容である。</p> <p>安全管理審査で審査の対象となる書類は、設置者等の法定自主検査の実施に係る体制を客観的に評価するために必要なものであり、審査のための新たな資料の作成を求めるものではなく、設置者が記録・保存している資料である。</p> <p>書類の簡素化については、設置者からヒアリング等を行うとともに、実際の状況について詳細な情報の提供を求めているところである。そこで得られた具体的な事例等を踏まえ、それらが自主検査体制の構築や安全管理審査に必要なものであるかどうかを検討した上で見直しを行うこととしている。</p>				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課			

分野	エネルギー	意見・要望提出者	日本経済団体連合会
項目	主任技術者の選解任届の簡素化		
意見・要望等の内容	現状の電気事業法施行規則様式第46に加え、個人の氏名・住所の代わりに電気事業者における職位を記述する様式も選択できるようにする。		
関係法令	電気事業法施行規則様式第46	共管	なし
制度の概要	<p>事業用電気工作物を設置する者は、電気事業法第43条第1項の規定により、主任技術者を選任しなければならない。</p> <p>また、事業用電気工作物を設置する者が主任技術者を選任したときは、同法同条第3項の規定によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない（解任したときも同様）。</p> <p>当該届出をしようとする者は同法施行規則様式第46の「主任技術者選任又は解任届出書」を提出しなければならないが、同様式には選任又は解任した主任技術者の「氏名及び生年月日」、「住所」及び「主任技術者免状の種類及び番号」等を記載する欄がある。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： )</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
(説明)			
<p>主任技術者選任又は解任の届出義務を事業用電気工作物を設置する者に課しているのは、事業用電気工作物の保安に関し重要な役割を果たす主任技術者に対する監督を適切に行うため、その異動を経済産業大臣が的確に把握する必要があるからであり、主任技術者の変更の都度、当該届出がなされることが重要である。</p> <p>具体的には、適切に保安の監督業務を実施しなかった主任技術者に対して電気事業法に基づき主任技術者免状の返納を命ずるべきこととなった場合に、その対象者を限定するためには、当該届出が必要不可欠である。</p>			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課		

分野	エネルギー	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	水力発電所非常用予備発電装置の設置・取替の届出対象			
意見・要望等の内容	水力発電所に係る非常用予備発電装置のうち、ダム洪水吐ゲートの扉体の開閉に係る設備のみを、設置又は取替の届出対象とする。			
関係法令	電気事業法施行規則第65条第1項(別表第二)	共管	なし	
制度の概要	500kW以上の水力発電所に係る非常用予備発電装置の設置又は取替は、全て工事計画届出の対象としている。			
計画等における記載の状況	規制改革推進3か年計画(再改訂) 9イ 水力発電所に係る非常用予備発電装置の工事計画届出範囲の見直し 水力発電所に係る非常用予備発電装置のうち、ダム洪水吐ゲード等の扉体の開閉に係るもの以外の非常用予備発電装置について、工事計画の届出対象から外すこととする。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期： )	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明)				
<p>水力発電所に設置される非常用予備発電装置については、ダム洪水吐ゲートの扉体の開閉に係るものも含めて、電気の円滑な供給を確保するために重要な設備として設置者の判断により設置されており、国としてもそれが重要な設備として適切に設置されることを確認するため、これらについて工事計画届出を求めているところであるが、水力発電所の設備の重要度に鑑み、ダム洪水吐ゲートの扉体の開閉等に係るもの以外の非常用予備発電装置について、その工事計画届出の必要性について検討する。</p>				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課			

分野	エネルギー	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	送電線近傍にある建造物の金属製上部造営材へのD種接地工事【新規】		
意見・要望等の内容	電気設備の技術基準の解釈第101条「特別高圧電線路の市街地等における施設制限」を満たしている場合、建造物の金属製上部造営材へのD種接地工事を省略する。		
関係法令	電気設備に関する技術基準を定める省令第29条、第48条 電気設備の技術基準の解釈第124条第3項	共管	なし
制度の概要	35kV を超え 170kV 未満の送電線と第2次接近状態（架空電線が他の工作物の上方又は側方において水平距離で 3m 未満に施設される状態）にある建造物の金属製上部造営材にはD種接地工事（アース工事）を施さねばならない。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： )	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>35kV を超え 170kV 未満の送電線と第2次接近状態においては、安全確保の観点から、電線の断線を防止するため、電気設備の技術基準の解釈（以下、解釈という）第124条第3項により、送電線は第1種特別高圧保安工事によって施設しなければならないとともに、仮に電線が断線した場合に、建造物の金属製上部造営に加圧されないように、建造物の金属製上部造営材にはD種接地工事を施さなければならないこととなっている。一方、解釈第101条「特別高圧電線路の市街地等における施設制限」は、第1種特別高圧保安工事と同様の施設条件のみを規定したものであり、同条件を満たしていてもD種接地工事で求めている安全性は確保できないことから措置困難である。</p>			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課		

分野	エネルギー	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	電気工作物の設置工事に係る一部使用確認の省略			
意見・要望等の内容	<p>電気工作物の設置工事に於いて一部設備を使用開始する場合の官庁立会検査を廃止し、自主検査とする。</p> <p>例えば、発電所の工事で、電源設備の完成後にこれを使用して試運転用の電力を発電所補機設備に供給する場合、建設進捗に伴い順次完成する部分については、その都度使用前自主検査を実施し、全設備完成後に最終的な使用前自主検査が完了した時点で安全管理審査を行う。</p>			
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気事業法施行規則第73条の2第8号</li> <li>平成12年通商産業省告示第933号（電気事業法施行規則第73条の2第8号の規定に基づき、同号の通商産業大臣が定める事業用電気工作物）</li> </ul>	共管	なし	
制度の概要	<p>本来、事業用電気工作物を使用する場合には、工事計画の全ての工事が完了した時に実施する使用前自主検査を実施しなければ使用できないこととなっているが、一部使用確認制度は、一部の設備を一定の方法で使用したい場合に、当該電気工作物の技術基準の適合性及び工事計画届出との整合性を予め大臣の確認を受けていることを条件に、使用前検査を実施せずに当該電気工作物を使用できるものとした制度である。</p>			
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画（再改訂）別添11（1）                  電気工作物の設置工事に係る一部使用確認の省略                  電気工作物の設置工事に於いて、一部の設備が完成し、その設備を使用する必要がある場合は、その都度使用前自主検査によりその技術基準適合性等を確認し、全設備完成後に最終的な使用前自主検査が完了した時点で国等による安全管理審査を行うこととする。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施時期：平成15年3月）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
（説明） 電気工作物の設置の工事に於いて、一部の設備が完成し、その設備を使用しなければならない場合は、その都度使用前自主検査を実施して技術基準適合性や工事計画に従って工事が実施されたことを確認することとし、全設備完成後の最終的な使用前自主検査が完了した時点で国等による安全管理審査を行うこととした。（平成15年3月28日付け経済産業省令第35号、経済産業省告示第89号）				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課			

分野	エネルギー	意見・要望提出者	日本経済団体連合会
項目	電気主任技術者の監督範囲及び免状交付に必要な実務経験		
意見・要望等の内容	(1) 第2種電気主任技術者の監督範囲を拡大する。 構内に設置する275千V以下の電気設備 (2) 免状交付に必要な実務経験の電圧レベルを引き下げる。 第1種 1万V以上 第2種 5千V以上		
関係法令	電気事業法施行規則第56条 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第1条	共管	なし
制度の概要	(1) 第2種電気主任技術者免状については、保安の監督をすることができる範囲は17万ボルト未満(構内)となっている。  (2) 電気主任技術者の免状交付に必要な実務の経験は、第1種電気主任技術者については電圧5万ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用、第2種電気主任技術者については電圧1万ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用となっている。		
計画等における記載の状況	(1) 規制改革推進3か年計画 別添2 (2) c 必置単位、必置人数、資格者の業務の範囲の見直し 第二種電気主任技術者及び第三種電気主任技術者の監督範囲の拡大等については、事故等により他者に及ぼす影響等を考慮しつつ検討し、結論を得る。  (2) 該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期： )	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
(説明) (1) 電気主任技術者免状に保安監督ができる範囲区分については、電気の使用形態若しくは事故等による他者への影響等を考慮した電圧で区分されているところ。 第2種電気主任技術者が行える17万ボルト未満の事業用電気工作物は、他の電力会社の系統への影響が比較的少ない設備である一方、17万ボルト以上の事業用電気工作物には、電力送電系統の連係に使用されるなど、電力基幹設備が含まれており、事故の際、他に与える影響が広範に及ぶ設備である。 従って、第2種電気主任技術者の監督範囲の拡大については、事故等により他者に及ぼす影響等を考慮しつつ、構内と構外で保安監督ができる範囲が異なることについて見直しの検討を行っている。  (2) 第1種電気主任技術者は全ての電圧の電気設備に係る工事、維持及び運用の保安監督ができる。第2種電気主任技術者が実務経験を積むことによって第1種電気主任技術者の免状を取得する場合には、第1種電気主任技術者として17万ボルト以上の電気設備を十分に保安監督ができるだけの実務経験が必要である。 電気設備は、送電線クラスの電圧(5万ボルト以上)、大規模ビルディングの配電設備クラスの電圧(1万ボルト以上)、電柱変圧器クラスの電圧(5百ボルト以上)に応じ、その仕様や規模が大きく異なるため、上位の資格を得るために必要な実務経験を要望の電圧まで引き下げることは技術的に安全上の問題があると考えられる。 以上のことは第2種電気主任技術者の免状を得るための実務経験についても同様である。			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課		

分野	エネルギー	意見・要望提出者	日本経済団体連合会
項目	内燃型ガスタービンの定期自主検査と安全管理審査の廃止		
意見・要望等の内容	内燃型ガスタービンの法定定期自主検査とこれに伴う安全管理審査の廃止		
関係法令	電気事業法第55条第2項 電気事業法施行規則第94条第5号、第94条の6 電気事業法施行規則第94条の3の解釈について(12資公電技第18号)	共管	なし
制度の概要	内燃型ガスタービンの法定定期自主検査の対象部位はガス圧縮機のみとされている。従って定期安全管理審査もこれに対応して実施されている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難 その他
	措置予定	具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期: )	( )	
(説明)			
<p>定期自主検査の対象部位に関しては、熱負荷、流動ガス成分、それらによる腐食や発生する事故の影響等を考慮して定めているところ。</p> <p>内燃型ガスタービンの主機であるガスタービン本体は、メーカー等により適切なインターバルでメンテナンスを受けなければ運転できないことや、万が一の事故時においても破損片がケーシング(車室)内に止まることから、定期自主検査の対象から除外したものであるが、ガス圧縮機は可燃性ガスの圧縮機であり、そのためメンテナンス状況次第では大事故となる可能性も高いことから、定期自主検査対象としているところである。</p>			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課		

分野	エネルギー	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	発電用のダム堆砂状況調査の調査頻度			
意見・要望等の内容	発電用のダムを有する貯水池及び調整池の堆砂状況調査の頻度を、最大周期を決めた上で、その範囲内において堆砂量、堆砂進行状況ならびに洪水発生等に応じて適宜、変更できるようにする。			
関係法令	電気関係報告規則第2条第1項	共管	国土交通省	
制度の概要	高さ15m以上で総貯水容量100万立方メートル以上の発電用のダムを有する貯水池及び調整池に対して、年1回の堆砂測量の実施と報告が義務づけられている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)				
発電用のダムを有する貯水池及び調整池への堆砂に係る報告の頻度については、現行制度においても堆砂の進行状況等に応じて経済産業大臣の承認を得ることにより、毎年の報告を隔年に行うことができることとなっている。				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課			



分野	エネルギー	要望提出者	経済団体連合会
項目	家庭用燃料電池の一般用電気工作物への位置付け		
要望の内容	20kW未満の燃料電池発電設備を小出力発電設備として一般用電気工作物に位置づける。		
関係法令	電気事業法38条第2項 電気事業法施行規則第48条第4項	共管	なし
制度の概要	<p>事業用電気工作物を設置する者は安全確保の観点から保安規程届出の他、電気主任技術者等を選任するなどの保安上の規制が課せられている。一方、構造面、機能面の安全性が高い一部の小規模発電設備については一般用電気工作物に区分され、これらの保安規制が課せられない。</p> <p>小出力発電設備 太陽電池・風力発電設備で出力20kW未満、水力・内燃力発電設備で出力10kW未満のもの。ただし、同一構内に複数設置する場合、上記設備の出力の合計が20kW以上となるものは除く。</p>		
計画等における記載の状況	<p>燃料電池の実用化に向けた包括的な規制の再点検の実施について（別紙）（燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議決定）</p> <p>家庭用燃料電池は自家用電気工作物扱いとなるため、保安規程の届出、電気主任技術者の選任義務が発生するが、小出力発電設備（一般用電気工作物）に位置づけ、保安規程の届出及び電気主任技術者の選任の不要化。</p> <p>事業者が実験データを提出し、経済産業省が技術基準等の整備。（平成16年度まで）</p> <p>規制改革推進3か年計画（再改訂）9イ 家庭用燃料電池を一般用電気工作物へ位置付けることによる保安規程の届出等の不要化 家庭用燃料電池については、電気事業法（昭和39年法律第170号）上、自家用電気工作物扱いとなるため、保安規程の届出及び電気主任技術者の選任が義務付けられているが、家庭用燃料電池の普及を図る観点から、安全確保に必要な技術基準等の整備を行った上で、一般用電気工作物に位置付けることにより、保安規程の届出及び電気主任技術者の選任を不要とする。</p>		
対応状況・対応方針	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>（実施(予定)時期： 年 月） （結論時期：17年3月）</p>			
<p>（説明）</p> <p>家庭用燃料電池発電設備は研究・実証段階のものであり、現時点においては、当該設備の安全性を確認できないため、これを小出力発電設備として一般用電気工作物に位置づけることは困難である。</p> <p>一方、小出力発電設備の保安の在り方については、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において、燃料電池等の新たな分散型電源を一般用電気工作物として取り扱うにあたっては、発電設備の構造面・機能面における安全性について技術的な検証を行い、その結果に応じて技術基準等に反映する必要があるとする中間報告が平成14年6月にまとめられたところであり、これを踏まえ、平成14年8月に「家庭用燃料電池保安技術検討会」を設置し、関係事業者をメンバーとするなど、民間事業者と連携して必要な技術的検討を行っているところである。平成16年度末までに、一般用電気工作物に位置付ける燃料電池の出力規模、技術基準の整備等の必要な措置をとることとしている。</p>			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課		

分野	エネルギー	意見・要望提出者	日本経済団体連合会			
項目	ガスタービン発電所の使用前自主検査における定格負荷試験【新規】					
意見・要望等の内容	試験時期の条件により定格負荷試験の実施が困難な場合、当該出力での負荷遮断試験・負荷特性試験を実施した上で、同型ガスタービンに係る信頼できる定格負荷試験結果(メーカーにおける定格試験データ)を用いた比較など合理的根拠に基づいて、定格時の結果を推定確認することにより、定格負荷試験の実施に代えることを認める。					
関係法令	電気事業法施行規則第73条の4の解釈について(12資公電技第15号)	共管	なし			
制度の概要	<p>電気事業法第48条第1項の規定による届出(以下「工事計画届出」という。)をして設置又は変更の工事をする事業用電気工作物のうち、経済産業省令で定めるものを設置する者は、その工事について、自ら検査(以下「使用前自主検査」という。)を行い、その事業用電気工作物が、届出られた工事計画に従って行われたものであること及び経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認することとなっている。</p> <p>使用前自主検査の方法については、電気事業法施行規則第73条の4に規定され、その具体的方法として、「電気事業法施行規則第73条の4の解釈について(12資公電技第15号)」により一例が示されている。</p>					
計画等における記載の状況	該当なし					
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： )</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>(結論時期： )</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> <p>その他</p> </td> </tr> </table>			<p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： )</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>(結論時期： )</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： )</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>(結論時期： )</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>				
<p>(説明)</p> <p>「電気事業法施行規則第73条の4の解釈について」(12資公電技第15号)に記載のとおり、電気事業法施行規則第73条の4に照らし十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、同条に適合するものと判断される。</p> <p>ガスタービンの性能を確認するための負荷遮断試験及び負荷特性試験において、試験時出力での負荷遮断試験及び負荷特性試験を実施した上で、同メーカーにおける同型のガスタービンに係る信頼できる負荷遮断試験及び負荷試験結果(定格時等試験データ)を用いた比較など合理的根拠に基づいて、定格時等の結果を推定確認する方法は、「電気事業法施行規則第73条の4の解釈について(12資公電技第15号)」示されている一例と類似の方法と判断される。</p> <p>したがって、当該使用前自主検査方法は、電気事業法施行規則第73条の4に照らし十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があると判断される。</p>						
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課					

分野	エネルギー	要望提出者	▪ 日本経団連								
項目	原子力発電所の設備利用率に関する制度										
要望の内容	定期検査間隔の延伸：原子炉及びその付属設備の定期検査時期を2年程度に延長 官庁立会検査受検要領の柔軟化（ホールドポイントの回避等） 定期検査と保安検査の一本化あるいは定期検査の自主検査化										
関係法令	電気事業法第54条 電気事業法施行規則第91条 原子炉等規制法第37条 原子炉の設置、運転等に関する規則第16条の2	共管	なし								
制度の概要	原子炉及びその付属設備は、電気事業法に基づき、定められた時期に定期検査を受けなければならない。 定期検査は、国の検査官（電気工作物検査官）が実施する。 供用中の原子炉は、電気事業法に基づく定期検査を受検しなければならない。また、原子炉設置者は、原子炉等規制法に基づく保安規定の遵守状況検査（保安検査）を受けなければならない。										
計画等における記載の状況											
対応状況・対応方針	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置済・措置予定 措置済</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">検討中 措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)</td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難	その他	措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)		
措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難	その他								
措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)										
(説明)											
<p>総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会において、定期検査間隔を含む検査制度のあり方について検討を行い、平成14年6月に報告をとりまとめた。同報告では、定期検査間隔に関し、個々の項目がどの頻度で行われれば安全上最も有効であるかという観点から評価し、その評価に基づき規制当局が原子炉の停止中に行うべき検査項目の間隔を定めるべき、とされている。原子力発電施設については、単に必要な安全水準を満たすことのみならず、高い信頼性が必要とされること及び今回の原子力発電所に係る不正問題に鑑み、以上の報告の内容を踏まえ慎重に検討を行う。（検討中）</p> <p>検査の土日祝日及び夜間の実施については、電気工作物検査官の勤務形態（一般職員）から、労務上の問題が生じるため、現状では措置困難。検査の緊急性等を考慮し、休日の移動を伴う月曜早朝及び金曜夕方の検査を現状においても実施している。なお、今回の電気事業法等の改正により、定期検査の一部を独立行政法人原子力安全基盤機構において実施することとしており、同機構における検査の運用において具体的な検査体制について検討を行う。（検討中）</p> <p>定期検査は、安全上特に重要な機能を有する設備を対象に国の検査官がその健全性を確認するもの。今回の電気事業法等改正により定期自主検査を法定化することとしているが、これは、定期検査対象に限らず、安全上の技術基準が課せられる広範な設備に係る項目について、その設備の健全性を事業者が自ら確認することを義務づけるものである。国及び独立行政法人は、事業者による自主検査の実施体制を審査することとしている。また、保安検査は、運転管理等の事業者の保安活動に関するルールを定めた保安規定の遵守状況を、原子力保安検査官が確認するもの。いわゆる監査型検査は、定期自主検査の実施体制に対する国の審査がこの考え方に近いと考えるが、現状では、定期検査について、我が国においては国が確認することに対する国民の根強い要請があり、維持する必要があると考えている。従って、直ちにいわゆる監査型検査への一本化、或いは定期検査の廃止による自主検査化が適切であると考えていない。（措置困難）</p>											
担当局課室等名	原子力発電検査課										

分野	エネルギー	要望提出者	日本経団連
項目	原子力技術基準の機能性化と民間規格の活用及び維持基準の早期導入		
要望の内容	原子力分野の技術基準を機能性化し、中立な第三者である専門家の制定した民間規格の積極的な活用を図る。また、最新の国際的知見を取り入れ民間規格として策定されている「維持規格」を、国の技術基準に早期に適用する。		
関係法令	電気事業法第39条第1項 省令62号、告示188号、告示501号、告示452号	共管	なし
制度の概要	事業用電気工作物を設置する場合、事業者には、経済産業省令で定める技術基準適合するように維持しなければならない。また、原子力施設については別に告示する規格に適合することを求めている。		
計画等における記載の状況	「規制改革推進3カ年計画（平成14年3月29日閣議決定）」において、「原子力発電施設に係る技術基準の機能性化及び民間規格の活用について、安全性の確保を前提に、検討を進める」と記載。		
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難 その他
	措置予定 (実施(予定)時期：15年10月)	具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	
(説明)			
<p>1. 原子力発電設備の技術基準の性能規定化及び民間規格の活用については、平成14年7月の原子炉安全小委員会報告として取りまとめられたところであり、本報告の提言に沿って進めてまいりたい。</p> <p>2. 第155回臨時国会で成立した「電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」により、設備にひび割れ等がある場合の健全性評価を義務づけることとしており、その際の評価に当たっての基準としては、民間規格を活用することとしている。その技術的妥当性を、原子力安全・保安部会の専門家でも検討していただき、その結果をパブリックコメントに付して、広く国民各層の意見を承りながら策定してまいりたい。</p>			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 企画調整課		

分野	エネルギー	要望提出者	日本経済団体連合会						
項目	一般ガス事業におけるガス熱量等測定の実施の制限【新規】								
要望の内容	一般ガス事業者以外から卸供給を受ける場合及び卸供給以外でガス供給を受ける場合でも、供給元の事業場を測定及び検査の指定場所として認める。								
関係法令	ガス事業法施行規則第21条第1項第1号、第3号、施行規則第29条第1項第1号	共管	なし						
制度の概要	法令に基づき、一般ガス事業者は、その供給するガスの熱量等及び成分を法令で規定する場所において測定あるいは検査することが義務づけられているが、規定される測定場所での測定が困難な場合は経済産業大臣が指定する場所において測定を行う。指定基準として通達により一般ガス事業者から導管によりガスの供給を受けている場合は、当該一般ガス事業者の製造所の出口を指定場所として申請できることとしている。								
計画等における記載の状況	該当なし								
対応状況・対応方針	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">措置済・措置予定 措置済</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置予定</div> </div> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">検討中 措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置困難</div> <div style="margin-bottom: 10px;">具体的措置の検討中</div> </div> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <div style="text-align: center;">その他</div> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">           (実施(予定)時期： 年 月) (結論時期：平成15年度中)         </td> </tr> </table>			<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">措置済・措置予定 措置済</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置予定</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">検討中 措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置困難</div> <div style="margin-bottom: 10px;">具体的措置の検討中</div> </div>	<div style="text-align: center;">その他</div>	(実施(予定)時期： 年 月) (結論時期：平成15年度中)		
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">措置済・措置予定 措置済</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置予定</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">検討中 措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置困難</div> <div style="margin-bottom: 10px;">具体的措置の検討中</div> </div>	<div style="text-align: center;">その他</div>							
(実施(予定)時期： 年 月) (結論時期：平成15年度中)									
<p>(説明)</p> <p>供給の形態が多様化していることに鑑み、保安の確保が図れることを前提に、改正の可能性の検討を行うこととする。</p>									
担当局課室等名	原子力安全・保安院 ガス安全課								

分野	エネルギー	要望提出者	日本経済団体連合会					
項目	一般ガス事業者におけるガス熱量等測定の指定時刻【新規】							
要望の内容	1日1回、任意の時刻に測定するものとする。							
関係法令	ガス事業法施行規則第21条第1項第1号、第3号	共管	なし					
制度の概要	一般ガス事業者は法令に基づき、供給するガスの熱量及び燃焼性を、1日2回、指定された時刻（8時30分から9時30分、15時30分から16時30分）に測定しなければならない。							
計画等における記載の状況	該当なし							
対応状況・対応方針	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済・措置予定 措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> <p style="text-align: center;">（実施(予定)時期： 年 月）</p> </div> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center;">検討中</p> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> <p style="text-align: center;">（結論時期：平成15年度中）</p> </div> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">措置困難</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">その他</p> </td> </tr> </table>				<div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済・措置予定 措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> <p style="text-align: center;">（実施(予定)時期： 年 月）</p> </div>	<div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center;">検討中</p> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> <p style="text-align: center;">（結論時期：平成15年度中）</p> </div>	<p style="text-align: center;">措置困難</p>	<p style="text-align: center;">その他</p>
<div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済・措置予定 措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> <p style="text-align: center;">（実施(予定)時期： 年 月）</p> </div>	<div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center;">検討中</p> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> <p style="text-align: center;">（結論時期：平成15年度中）</p> </div>	<p style="text-align: center;">措置困難</p>	<p style="text-align: center;">その他</p>					
<p>（説明）</p> <p>製造方法の変化に鑑み、保安の確保が図れることを前提に、改正の可能性を検討することとする。</p>								
担当局課室等名	原子力安全・保安院 ガス安全課							

分野	エネルギー	意見・要望提出者	(社)日本経済団体連合会	
項目	放射性物質輸送容器の車両輸送と船舶輸送の承認手続きの一元化			
意見・要望等の内容	原子燃料物質等の輸送については、海上輸送の法令体系で設計承認、容器承認を取得している場合には、陸上輸送の法令体系でもそれらが取得されているとみなされるように要望する。			
関係法令	原子炉等規制法 59条の2	共管	国交省	
制度の概要	原子炉等規制法に基づき、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものを工場等の外において運搬する場合においては、主務大臣の定める技術上の基準に適合することについて、主務大臣の確認を受けなければならない。運搬に使用する容器については、あらかじめ、主務大臣の承認を受けることができる。 なお、海上輸送については、船舶安全法に基づき同様の規制を受ける。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	措置予定			
	(実施(予定)時期: )			
(説明)				
<p>原子力発電所等の核燃料物質等の輸送に関しては、輸送物について陸上輸送と海上輸送とで、陸・海一貫輸送の場合は、原子炉等規制法及び船舶安全法の2つの法律に適合する必要があるとあり、規制当局が経済産業省と国土交通省とに分かれている。しかし、輸送物に係る規則は、IAEA輸送規則を取り入れており、両法令とも同じ技術基準を用いていること、法令上の義務として要求されるのは、運搬する際に運搬物の確認を受けることであり、陸・海一貫輸送を行う場合は経済産業省で運搬物確認を行い、国土交通省は当該確認をもって船舶安全法上の確認がなされたものとみなしていることから、規制窓口は一元化されているため、二重規制を行っている事実はない。</p> <p>また、要望の設計承認及び容器承認については法令上の義務ではなく、さらに、要望にあるような、海上輸送のみで使用実績のある容器を陸上輸送或いは陸・海一貫輸送に用いる場合又はその逆については、輸送の実態からみて現状及び当面は存在しない。</p>				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 核燃料管理規制課			

分野	エネルギー	要望提出者	日本経済団体連合会			
項目	ガス発生設備の停止の報告義務					
要望の内容	<p>ガス発生設備の停止が10時間以上続いた事故については、速報（発生してから24時間以内）・詳報（発生してから30日以内）を大臣・局長（ガス発生設備の停止が10時間以上24時間未満は局長のみ）へ提出する義務があり、一のガス発生設備のみが停止しても報告の義務が生じていたものの必ずしも製造所全体での製造支障又は供給支障をきたしているわけではないので、製造所の全てのガス発生設備が運転停止した事故についてのみ、報告義務を負うものとするを要望するもの。</p>					
関係法令	ガス事業法施行規則第112条表第4号及び8号	共管	なし			
制度の概要	<p>ガス発生設備の停止が10時間以上続いた事故については、速報（発生してから24時間以内）・詳報（発生してから30日以内）を大臣・局長（ガス発生設備の停止が10時間以上24時間未満は局長のみ）へ提出する義務があるもの。</p>					
計画等における記載の状況	該当なし					
対応状況・対応方針	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:33%; border:none;"> <p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施(予定)時期： 年 月）</p> </td> <td style="width:33%; border:none;"> <p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>（結論時期：平成15年度中）</p> </td> <td style="width:33%; border:none;"> <p>措置困難 その他</p> </td> </tr> </table>			<p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施(予定)時期： 年 月）</p>	<p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>（結論時期：平成15年度中）</p>	<p>措置困難 その他</p>
<p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施(予定)時期： 年 月）</p>	<p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>（結論時期：平成15年度中）</p>	<p>措置困難 その他</p>				
<p>（説明）</p> <p>事故報告は、その的確な分析と再発防止策の検討に活用するための基本的な資料であることも踏まえつつ、一のガス発生設備のみの停止ではなく、製造所の全てのガス発生設備の運転が停止した時という取扱が妥当か否かを検討していくこととする。</p>						
担当局課室等名	原子力安全・保安院 ガス安全課					

分野	エネルギー	意見・要望提出者	(社)日本経済団体連合会	
項目	燃料電池自動車の普及促進に向けた諸規制の見直し (水素ガス搭載車に係わる基準等の見直し)			
意見・要望等の内容	燃料電池自動車の普及に向けて、水素ガス搭載車両に応じた基準等を早急に整備する。具体的には、天然ガス搭載車両に対する規制緩和を行った経緯があり、少なくとも同等の取り扱いを認める。			
関係法令	高圧ガス保安法第41条、第44条、第48条、容器保安規則第3条、第7条、第24条、容器細目告示第18条、第19条、第20条、第21条	共管	なし	
制度の概要	<p>高圧ガスを充てんするための容器(以下「容器」という。)の製造の事業を行う者は、経済産業省令で定める技術上の基準に従って容器の製造をしなければならない。また、容器の製造又は輸入をした者は、経済産業省令で定める方法により行う容器検査を受け、これに合格したのものとして刻印等がされているものでなければ、当該容器を譲渡し、又は引き渡してはならない。高圧ガスを容器に充てんする場合は、その容器は、刻印等され、必要な附属品が装置され、必要な容器検査若しくは容器再検査を受けていることが必要である。</p> <p>容器保安規則において、製造の基準、容器検査等の方法、容器検査における容器の規格等が定められており、これらの規格については性能規定化されている。また、容器の種類に応じて容器再検査の周期が定められている。</p> <p>容器細目告示において、容器の種類に応じて容器再検査の方法が規定されている。</p>			
計画等における記載の状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期: )	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
<p>(説明)</p> <p>燃料電池については、政府として2005年を目途に、安全性の確保を前提としつつ、包括的な規制の再点検を進めることにしており、関係省庁の緊密な連携を図るため「燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議」が設置されている。昨年10月25日に、当該会議において「燃料電池の実用化に向けた包括的な規制の再点検の実施について」をとりまとめたところであり、これに沿って規制の再点検を行うこととしている。</p> <p>なお、高圧ガス保安法に関する技術基準については、高圧ガス保安協会に「水素ガススタンド基準に係る技術検討委員会」及び「燃料電池用水素容器技術検討委員会」を設置し、昨年12月に、規制の再点検を行うために必要な技術実証項目をとりまとめたところである。</p>				
担当局課室等名	原子力安全・保安院保安課			

分野	エネルギー	意見・要望提出者	日本経済団体連合会
項目	燃料電池自動車の普及促進に向けた諸規制の見直し (水素ステーション設置に係わる基準等の見直し)		
意見・要望等の内容	燃料電池自動車の普及に向けて、水素ステーションに応じた基準等を早急に整備し、少なくとも、天然ガス・ステーションと同等の取扱を認める。		
関係法令	高圧ガス保安法第8条 一般高圧ガス保安規則第6条、第22条、第23条、第24条、第66条等	共管	
制度の概要	高圧ガスの製造、貯蔵は経済産業省令で定める技術上の基準に適合しなければならない。水素ガスについては、一般高圧ガス保安規則で製造の基準(第6条、第8条)、貯蔵の基準(第22条～第24条)等の技術基準が定められており、これに適合すること。また、経済産業省令で定める製造の区分ごとに保安係員等を選任しなければならない。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>燃料電池については、政府として2005年を目途に、安全性の確保を前提としつつ、包括的な規制の再点検を進めることにしており、関係省庁の緊密な連携を図るため「燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議」が設置されている。昨年10月25日に、当該会議において「燃料電池の実用化に向けた包括的な規制の再点検の実施について」をとりまとめたところであり、これに沿って規制の再点検を行うこととしている。</p> <p>なお、高圧ガス保安法に関する技術基準については、高圧ガス保安協会に「水素ガススタンド基準に係る技術検討委員会」及び「燃料電池用水素容器技術検討委員会」を設置し、昨年12月に、規制の再点検を行うために必要な技術実証項目をとりまとめたところである。</p>			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課		



分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	日本経済団体連合会
項目	工場立地法に係る規制緩和		
意見・要望等の内容	<p>工場敷地面積に対する緑地面積の最低基準（20～25％）を満たすことを前提として、一定面積未満の軽微な緑地の撤去については、変更届出を不要とし、次に何らかの届出事由が生じたときに併せて報告することを認めるべきである。また、緑地内容については、樹木の本数や種別の概略を記載すればよいことにするなど、記載内容を簡素化すべきである。</p> <p>工場立地法に基づく新設・変更届で受理後の着工可能日を現行90日間から40～50日程度に短縮すべきである。必要に応じ、変更命令可能期間（90日間）も短縮すべきである。</p>		
関係法令	工場立地法第8条、工場立地法施行規則第3条、第4条、第6条第2項第4号、第9条、工場立地に関する準則第2条、第3条、第4条、工場立地法第11条	共管	財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
制度の概要	<p>法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をした者は、当該特定工場に係る緑地等の面積の変更、移転等が生じた場合、変更を届け出なければならず、その際、樹木本数、種別（低木、高木）を記載した書面書類を添付しなければならない。</p> <p>法第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、それぞれ、当該届出に係る内容を実施してはならない。ただし都道府県知事は、その内容が相当であると認めるときは、実施制限期間を短縮できる。</p>		
計画等における記載	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難（ ） その他
	<p>措置済（ ）</p> <p>措置予定</p> <p>（実施時期：平成15年3月）</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
<p>（説明）</p> <p>記載内容の簡略化について</p> <p>工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう定められたものであり、緑地等については、この目的に資するよう、事業者には配置を義務づけているものである。</p> <p>緑地の具体的な効果としては、心理的効果、大気浄化、騒音防止、防災・保安効果、飛砂・風塵防止等があげられるが、これらの効果が十分に発揮されるために、緑地の設置に関し、量及び配置について、工場立地に関する準則第2条において、緑地面積の工場敷地面積に対する割合を20/100と定め、同第4条において、緑地を含む環境施設面積の15％以上を工場敷地周辺部に設置するよう定めているところ。また、水準（植栽密度等）については、工場立地法施行規則第3条において、事業者自身がそれぞれの状況に応じ、弾力的な緑地整備が行えるよう、緑地の内容を高木のみ、高木と低木、低木又は芝等地被植物として掲げて、それぞれの状態によって一定面積あたりの必要本数を定めているところ。</p> <p>緑地の設置義務は工場立地法の根幹をなすものであり、緑地面積が減少される場合、その変更後の緑地面積、配置等が適切に上記の準則、規則で定める基準の範囲内に留まることを確保するためには、当該変更が実際になされる前に、その確認を行うことが必要である。事業者が届出前に変更に係る工事に着手し、または変更をしてしまい、その後上記準則等に不適合であることが判明した場合には、事前届出による未然防止という工場立地法の趣旨がいかされなくなると同時に、事業者にも撤去等の二重投資を強いることとなり適当でない。</p> <p>これらのことから、緑地面積が減少する場合の変更の事後届出及び緑地の内容の記載簡素化は工場立地法の趣旨を満たすことができず措置困難と見做すが、変更に係る届出については、同法施行規則第6条第3項において、新設の届出の際に添付した最終の書類の内容に変更がない場合は、添付を省略することができるとしており、全体として届出事業者の負担軽減を図っているところ。</p> <p>実施制限期間の短縮について</p> <p>実施制限期間の短縮について弾力的運用が図られるよう都道府県及び政令指定都市に周知するため、各地方経済産業局（沖縄経済産業部を含む）に対し、管内都道府県等へ周知するよう平成15年3月に事務連絡を发出。各地方経済産業局（沖縄経済産業部を含む）より管内都道府県及び政令指定都市に対し同3月に事務連絡を发出し、周知した。なお、変更命令期間の短縮については、本実施制限期間の短縮措置により、その必要性は特段生じないものと思料。</p>			
担当局課室等名	経済産業政策局地域経済産業グループ地域経済産業政策課		

分野	危険物・保安	意見・要望提出者	個人
項目	L P ガス容器の国内基準の適合について（ECER67 規格関連等）		
意見・要望等の内容	<p>申立者が言っていた『また、本来「ECE R67 規格」を満たしていることをもって国内検査は省略されるべきである。』は、その後検討されたのか。</p> <p>国連「ECE R67 規格」と国内基準との相違点に関して、具体的に受け入れる方向の検討や目処は付かないのか。</p>		
関係法令	高圧ガス保安法第 4 4 条、第 4 8 条 容器保安規則第 3 条、第 6 条、第 7 条	共管	なし
制度の概要	<p>容器の製造又は輸入をした者は、経済産業大臣、高圧ガス保安協会等が経済産業省令で定める方法により行う容器検査を受け、これに合格したのものとして刻印等がされているものでなければ、当該容器を譲渡し、又は引き渡してはならない。</p> <p>また、高圧ガスを容器に充てんする場合は、その容器は、刻印等がされていることを要する。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（説明） <p>「ECER67 規格」については、検討を行った結果、当該規格に適合する容器が必ずしも国内基準に適合していないことから、「ECER67 規格」を満たしていることをもって国内検査を省略することは困難である。（申立については既に O T O 事務局に回答済。）</p>			
担当局課室等名	原子力安全・保安院保安課		

分野	危険物・保安	意見・要望提出者	岩谷産業株式会社	
項目	LPGスタンドとCNG（圧縮天然ガス）スタンドの無差別化（保安距離や製造行為について）			
意見・要望等の内容	高圧ガス保安法において、LPGスタンドとCNG（圧縮天然ガス）スタンドの無差別化を図っていただきたい。			
関係法令	高圧ガス保安法第8条第1号 一般高圧ガス保安規則第7条 液化石油ガス保安規則第8条	共管	なし	
制度の概要	高圧ガス保安法において、CNGスタンドにあっては一般高圧ガス保安規則第7条、LPGスタンドにあっては液化石油ガス保安規則第8条において、それぞれ技術上の基準が定められている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)				
<p>CNGスタンドとLPGスタンドにおいては、その外面から火気を取り扱う施設に対する距離等について差異を設けていないが、CNGスタンドでは自動遮断装置、爆風圧を遮る障壁等災害による周囲への被害を小さくするための代替措置など、特段の安全措置を講じた場合に限り、その特例がある。LPGスタンドについて、かかる特例を設ける場合、特別の安全措置により、液化石油ガス保安規則第8条による保安水準と同様の安全が保たれることを事業者側において安全性の検証により明確にされることが必要であるところ、要望者におかれては代替措置として何を講じ、講じたことにより如何なる効果があるかにつきご教示いただきたい。</p> <p>また、CNGスタンドにおけるCNG充てん行為はLPGスタンドにおけるLPGガスの充てん行為と同様に、高圧ガスの製造行為として高圧ガス保安法の規制対象となっているが、導管で供給される天然ガスを小型充填機を用いて自家消費用として充てんする場合には、ガス事業法の適用を受けるため、高圧ガス保安法に係る製造許可等に関する規定は適用されない。</p>				
担当局課室等名	原子力安全・保安院保安課			

分野	危険物・保安	意見・要望提出者	個人
項目	鉱山における高圧ガス製造設備に関する法検査重複の改正		
意見・要望等の内容	経済産業省管轄である鉱山保安法と高圧ガス保安法の施設検査を重複して受けている。また、保安体制等についても重複規制を受けていることから、重複規制を撤廃すべき。		
関係法令	鉱山保安法、高圧ガス保安法	共管	なし
制度の概要	<p>鉱山保安法では、鉱業権者は、鉱業上使用する施設の設置又は変更をするときは鉱山保安監督部長に許可を申請しなければならない、また、当該施設の設置又は変更が完了したとき、及びその完了後2年を経過することに鉱山保安監督部長の行う検査を受けなければならないこととなっている。</p> <p>高圧ガス保安法(第3条第1項第4号)では、鉱山における鉱業を行うための設備内における高圧ガスには同法を適用しないこととなっている。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期: )</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
<p>(説明)</p> <p>高圧ガス保安法では、鉱山において鉱業の用に供される設備であって、ガスを圧縮、液化、その他の方法で処理する設備内の高圧ガスは高圧ガス保安法の適用を除外され、鉱山保安法により一元的に規制を行っている。一方、鉱山において製造される高圧ガスであっても、当該ガスの全部又は一部を鉱業以外の用(例えば、外販)に供される場合には、鉱山以外の公共の安全を確保する観点から高圧ガス保安法の適用は除外されていない。これは、法目的が異なるためであり、何れかの法律に一元化することは困難である。</p> <p>なお、事業者負担を最小限とするため、施設の設置認可に際しては、鉱山保安監督部長と都道府県知事が相互に調整を図り実施しているところである。また、施設検査については、鉱山保安監督部長と都道府県知事が鉱山の定期修理に合わせ同時に実施することとしており、これについては、各鉱山保安監督部、都道府県知事に対し再度周知徹底を図っていくこととする。</p>			
担当局課室等名	原子力安全・保安院保安課、鉱山保安課		



分野	危険物・保安	意見・要望提出者	石油化学工業協会 日本経済団体連合会
項目	保安規制の一元化		
意見・要望等の内容	<p>石油コンビナート事業所の保安確保の在り方について、つぎの観点から関係各法の枠を越えた検討を行う整合化委員会を発足させ、石油コンビナート等に係る保安規制のより一層の合理化を進めていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際整合性のとれた保安規制とする。</li> <li>・性能規定化のもとに民間規格の積極的活用を推進する</li> </ul> <p>一層の自主保安を促進し、許認可制に基づく事前審査型から実行監視型の保安規制に移行する。</p> <p>事務手続きの迅速化、電子化を促進する。</p>		
関係法令	高圧ガス保安法、労働安全衛生法、消防法、石油コンビナート等災害防止法	共管	総務省消防庁（特殊災害室） 厚生労働省
制度の概要	高圧法：高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売等を規制するとともに、高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、公共の安全を確保する。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：高圧法関係規則の性能規定化：平成13年3月）            圧力容器の技術基準のJIS規格との整合化：平成13年9月            圧力容器の技術基準の米国機械学会（ASME）規格との整合化：平成15年3月            電子化：平成15年度中に所要の整備を行う予定）</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
<p>（説明）</p> <p>保安四法については、法の目的、対象等が異なることから一本化することは困難であるが、更なる合理化・整合化を図るため、平成12年11月に「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」（以下「実務者検討委員会」という。）の最終報告をとりまとめ、関係省庁間で連携して合理化・整合化に対応している。</p> <p>経済産業省においては、上記最終報告を受け、圧力容器の技術基準について、平成13年9月にJIS B8265との整合化を図ったところである。また、平成15年3月に、米国機械学会（ASME）の規格を採用して整合化を図ったところである。このように民間規格の採用、国際整合化を図っている。</p> <p>高圧ガス保安法については、規制の合理化・効率化の観点から、事業者の保安技術の向上等を踏まえ、平成8年の法改正により、設備変更時の完成検査及び設備の保安検査について認定事業者による自主検査制度を導入するなど、事業者による自主保安を推進している。</p> <p>手続の電子化については政府全体の方針として、平成15年度末までに法令に基づく行政手続きのオンライン化が原則として可能となるように所要の整備を行うこととしており、高圧ガス保安法についても、政府の方針に従い対応することとしている。</p>			
担当局課室等名	経済産業省原子力安全・保安院保安課		

分野	危険物・防災・保安分野	意見・要望提出者	日本経済団体連合会
項目	保安法令の重複適用の排除		
意見・要望等の内容	装置を構成している一つ一つの機器・設備が複数の法令が重複して適用されないように各法の適用範囲に係る指定基準を策定してほしい。無理なら設備に適用される適用法令の多寡で装置毎に一括して適用する法律を決めていただきたい。		
関係法令	高圧ガス保安法、労働安全衛生法、消防法	共管	
制度の概要	高圧法：高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売等取扱を規制するとともに、高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、公共の安全を確保する。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期： )		
(説明)			
<p>保安四法については、法の目的、対象等が異なることから、それぞれの法規制を一本化することは困難である。</p> <p>なお、保安四法については、従来から重複検査の排除等の合理化・整合化を進めており、更に、平成12年11月の「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」の最終報告に基づき、重複・類似する各種申請・届出書類の様式の統一化等を行っているところ、更なる合理化・整合化の要望があれば具体的にご教示願いたい。</p>			
担当局課室等名	経済産業省原子力安全・保安院保安課		



分野	危険物・保安	意見・要望提出者	石油化学工業協会 日本化学工業協会	
項目	移送取扱所と高圧ガス導管の距離規制等の撤廃			
意見・要望等の内容	コンビナート内事業所間の高圧ガス導管については、地盤面上設置の場合における距離規制を撤廃する。			
関係法令	コンビナート保安規則第10条第14号口関係 製造細目告示第12条の8	共管		
制度の概要	高圧ガス導管については、防災上の観点から距離規制がかけられている。具体的には、不活性ガス以外のガスの導管の両側には、当該導管に係る高圧ガスの常用の圧力に応じた一定の空地を保有すること。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期： )	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明)				
<p>複数の事業所間を結ぶ連絡導管については、事業所外を通る部分の管理が事業所内に比べおろそかになる可能性があること、漏えいした場合の影響の大きさ等を考慮し、防災上の観点から常用の圧力に応じた一定の空地を設けることとしている。</p> <p>この空地については、コンビナート保安規則第10条第14号口に規定する保安上必要な措置を講ずる場合設ける必要はない。</p>				
担当局課室等名	経済産業省原子力安全・保安院保安課			

分野	危険物・保安	意見・要望提出者	石油化学工業協会 日本化学工業協会
項目	高圧ガス保安法の認定制度の合理化及び見直し		
意見・要望等の内容	機器の増設・変更により、施設の処理能力が増加しても、安全が担保される場合は、自主検査の対象とする。		
関係法令	高圧ガス保安法第39条の3、第39条の5 コンビナート保安規則第41条及び第43条関係 通達(平成11・09・22立局第1号)	共管	
制度の概要	一定以上の能力を有する事業者は、大臣の認定を受けて、「特定変更工事に係る完成検査」及び「特定施設に係る保安検査」を自ら行うことができる。係る認定に後、製造施設の変更等工事を行った場合、その処理能力の増加が20%未満であれば、引き続き自主検査を行うことができる。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>認定制度により、完成検査及び保安検査について自主検査を認めているのは、認定審査の際に確認した施設であって、2年以上安定的に稼働しているものに限定している。これは、施設の初期不良を考慮し、運転が安定したものについてのみ自主検査を認めるとの考え方によるものである。製造施設の処理能力が20%以上の増加となる変更等を行った施設については、運転の安定性が確認されないことから、このような施設の完成検査及び保安検査について自主検査を認めることは困難である。</p> <p>ただし、構造改革特別区域においては、地域の特性に応じ、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されると認められる場合には20%以上の増加を伴う工事についても自主検査を実施することができることとした。</p>			
担当局課室等名	経済産業省原子力安全・保安院保安課		



分野	危険物・保安	意見・要望提出者	日本化学工業協会
項目	静電接地、避雷接地抵抗の測定周期延長		
意見・要望等の内容	静電接地、避雷接地抵抗を毎年定期的に測定しているが検査周期を2年に延長してほしい。 (測定値に変化がない。接地線は2カ所に接地しており、断線など目視確認できる。)		
関係法令	高圧ガス保安法 コンビナート等保安規則第5条第1項 第47号、第37条 同規則例示基準32	共管	
制度の概要	<p>コンビナート等保安規則第5条第1項第47号において、可燃性ガスの高圧ガス設備に生ずる静電気を除去する措置を講ずる旨規定されており、保安検査の方法として第37条別表4第49号において、可燃性ガスの高圧ガス設備について、静電気を除去する措置の状況を目視によるほか、記録等により検査する旨規定されている。</p> <p>第5条第1項第47号の例示基準「静電気の除去」においては、地上における接地抵抗値、地上における各接続部の接続状況、地上における断線、その他の損傷箇所の有無について検査を行い、機能を確認すること等を規定している。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： )	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 例示基準においては、静電気除去設備を正常な状態に維持するための検査方法として、地上における接地抵抗値、地上における各接続部の接続状況、地上における断線、その他の損傷箇所の有無、を定めている。 このうち地上における接地抵抗値については、目視だけでは確認が不可能であると考えられ、記録等による検査を行うことなく、単に静電接地、避雷接地抵抗の測定周期を延長することは保安確保の観点から困難である。 ただし、例示基準は技術基準(省令)に適合する詳細基準の一例に過ぎないことから、例えば2年に1回の接地抵抗の測定によっても、静電気除去設備が正常な状態にあることを検査を行う者に説明できる場合には、この検査項目が技術上の基準に適合していることを確認することはできるものとする。			
担当局課室等名	経済産業省原子力安全・保安院保安課		

分野	危険物・保安	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	港湾地区における高圧ガス貯蔵に係る規制の緩和			
意見・要望等の内容	多くの港湾バースは高圧ガスの貯蔵許可を持っておらず、高圧ガスの貯蔵場所として、港湾地区における貯蔵許可範囲の拡大するなど、貯蔵に係る規制を緩和する。			
関係法令	高圧ガス保安法第15条、第16条、第17条の2	共管	なし	
制度の概要	<p>高圧ガスの貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。</p> <p>容積1000立方メートル（不活性ガス及び空気は3000立方メートル）以上の高圧ガスを貯蔵するときは、都道府県知事の許可を受けて設置する貯蔵所においてしなければならない。</p> <p>容積300立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵するときは、都道府県知事に届け出て設置する貯蔵所においてしなければならない。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： )</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
(説明)				
<p>高圧ガス保安法では、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの一定量以上の貯蔵所について都道府県知事の許可にかからしめている。ご要望の趣旨が必ずしも明らかでないが、港湾地区においても技術基準に適合した貯蔵所の申請があれば、都道府県知事がこれを許可することは可能である。</p> <p>なお、港湾地区について貯蔵に係る規制を緩和する保安上の理由はない。</p>				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・保安	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	高圧ガス警戒標表示義務の緩和			
意見・要望等の内容	警戒票の掲示規制からフルオロカーボンを除く、または容積基準を拡大する。(500リットル程度に)			
関係法令	高圧ガス保安法第23条 一般高圧ガス保安規則第50条第1号	共管	なし	
制度の概要	充てん容器等を車両に積載して移動するとき(容器の内容積が20リットル以下である充てん容器のみを積載した車両であって、容器の内容積の合計が40リットル以下であるものを除く。)は、当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲げること。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期: )			
(説明)				
<p>高圧ガスを車両に積載して移動する場合、保安確保の観点から、高圧ガスを積載していることを他の通行車両や通行人に周知し、注意喚起をするため、車両の見やすい箇所に警戒標を掲げることとしているところ、フルオロカーボンについてこの適用を除外する保安上の理由はない。</p>				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・保安	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	航空機に搭載する高圧ガス使用製品を輸入する際の輸入検査の免除			
意見・要望等の内容	航空機に搭載されている消火器、着水フロート用ポンペ、及び救命筏については、製造国の航空法による品質証明書が発行されている。同証明書を我が国でも承認することとし、高圧ガスの輸入検査を免除すべきである。			
関係法令	高圧ガス保安法第22条	共管	なし	
制度の概要	高圧ガスの輸入をしたものは輸入をした高圧ガス及びその容器につき都道府県知事が行う輸入検査を受け、合格したものでないとこれを移動できない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期： )	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明)				
製造国の航空法による品質証明書では、輸入検査に必要な項目のうち、容器の種類の記事事項(耐圧試験圧力、最高充てん圧力等)が明らかでないため、航空機に搭載される消火器等の輸入に際しても、国内での移動等の取扱いにおける保安確保の観点から、高圧ガスの輸入検査を必要としている。保安の確保上支障ないと考えられる輸入実態があればご教示いただきたい。 なお、千葉県に確認したところ、現在、新東京国際空港では週2回、輸入検査を実施しているとのことである。				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・保安	意見・要望提出者	岩谷産業株式会社	
項目	定置型ガスタービン等の高圧ガス保安法における「製造」の定義の見直し			
意見・要望等の内容	オートガススタンド、並びに内燃機関用設備（液噴エンジン含む。）である、定置型のガスタービン、マイクロガスタービン及びガスエンジン等の液体噴霧について、「製造」から適用除外していただきたい。			
関係法令	高圧ガス保安法第5条	共管	なし	
制度の概要	<p>高圧ガス保安法は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造等について規制を行っている。</p> <p>高圧ガスの製造：</p> <p>高圧ガスでないガスを高圧ガスにすること。</p> <p>高圧ガスの圧力を更に上昇させること。</p> <p>高圧ガスを当該高圧ガスよりも低い高圧ガスにすること。</p> <p>気体を高圧ガスである液化ガスにすること。</p> <p>液化ガスを気化させ高圧ガスにすること。</p> <p>高圧ガスを容器に充てんすること。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： )</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
(説明)				
<p>高圧ガス保安法は、高圧ガスの圧力を変化させる行為を「高圧ガスの製造」と定義し、災害防止のための規制を行っているところである。オートガススタンドにおいては高圧ガスの圧力を上昇させること、高圧ガスを容器に充てんすることなどを行っており、高圧ガスについては、圧力を変化させる行為が事故発生の危険性を有することから、保安確保の観点から引き続き圧力を変化させる行為を「高圧ガスの製造」として規制することが適当。</p> <p>発電用に用いる内燃機関用設備における高圧ガスについては、高圧ガス保安法第3条において適用除外とされている電気事業法の電気工作物における高圧ガスにあたり、当該設備における液体噴霧については、高圧ガス保安法の適用はない。</p>				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			



分野	その他	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	公共工事等のコスト削減に向けた官公需法等の見直し			
意見・要望等の内容	官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の方針」における中小企業者向け契約目標額・目標比率を段階的に適正化する。あるいは、契約目標額・目標率の対象を、契約の直接的な請負（納品）業者に限定せず、二次以下の請負（納品）業者も対象とする。 また、分離・分割発注については、コスト削減・工期短縮に資する場合を前提とする。			
関係法令	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律	共管	なし	
制度の概要	官公需法では、国等（独立行政法人、特殊法人を含む）が発注する公共工事、物品納入等において、中小企業者の受注機会の増大を図るように努めなければならないとされ、毎年度、中小企業者向け契約目標額や分離・分割発注の推進等を内容とする「中小企業者に関する国等の契約の方針」が閣議決定されている。平成14年度には、契約目標額は約5兆380億円で、全体の約45.2%に達している（平成14年7月9日閣議決定）。また同法では、地方自治体に対しても、国の施策に準じた措置を求めている。			
計画等における記載の状況	規制改革3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定） 横断的措置事項 4 競争政策等関係 才政府調達制度の見直し 中小企業者向け契約目標設定に係る透明性の確保を図る。（15年度措置） 中小企業者向け契約目標について、政府調達の公正性等の観点からその在り方を検討する。（継続的に検討）			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 について	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		について
	（実施（予定）時期：平成15年度）			
（説明）				
<p>官公需施策は、中小企業者の官公需受注機会の確保を図るとの要請の下、適正かつ公正な予算の執行を求める会計法令等の本旨に沿って実施されている。「中小企業者に関する国等の契約の方針」における中小企業者向け契約目標額・目標比率は、各省庁が見込む数値を基に策定されたものであり、策定の過程において適正かつ妥当なものとなるよう毎年見直しが行われているものである。また、個々の受注は会計法令等に基づき一般競争入札等の手法により実施されており、数値目標の達成が義務付けられているわけではない。</p> <p>中小企業者向け契約目標については、規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）を踏まえ、目標設定に係る透明性確保のため、発注省庁毎の官公需契約実績額の公表等所要の措置を講ずるとともに、政府調達の公正性等の確保の視点を踏まえ、その在り方について検討を進めることとしている。また、公共工事の分離・分割発注についても、「中小企業者に関する国等の方針」に基づき、公共工事の効率的執行という観点から、各省庁においてそれぞれ適切に実施されているものと認識しているが、同3か年計画を踏まえ、透明性の確保の観点から、公共工事関係省庁において見直しの検討が進められるものと認識している。</p>				
担当局課室等名	中小企業庁 事業環境部 取引課			



分野	その他	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	知的財産の保護対象の拡大や権利の設定			
意見・要望等の内容	我が国がリード出来る分野においては、世界に先駆けて知的財産の保護対象の拡大や権利の設定を行っていく必要がある。			
関係法令	特許法 第2条、第29条	共管	なし	
制度の概要	「発明」については、特許法第2条によって定義されている。 また、上記「発明」が特許になるための要件は、特許法第29条等に規定されている。具体的には、特許になるための具体的な主要な要件には「産業上利用することができる発明であること」、「新規性を有すること」、「進歩性を有すること」等がある。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期: )			
(説明)				
<p>我が国の国際競争力を確保する上で重要なライフサイエンス分野の技術や情報技術などの先端技術分野の発明について、迅速かつ的確な権利付与を行うことが重要である。</p> <p>特許庁では、従来から、遺伝子関連発明や、ビジネス方法関連発明を含むコンピュータ・ソフトウェア関連発明について、特許により保護される対象を明確化し、特許取得の予見性を高めてきた。</p> <p>具体的には、研究開発の進展を踏まえて、平成11年10月に遺伝子断片等の発明の審査事例集を公表し、平成12年12月には、コンピュータ・ソフトウェアが適切に保護されるよう、審査基準を明確化した。また、平成14年には法改正を行い「プログラム」が特許法上の「物の発明」に該当することを明確にした。さらに、平成15年3月には、タンパク質立体構造等のポストゲノム研究の成果の適切な保護を図るために、事例集を公表した。</p> <p>今後も、先端技術分野の発明について、審査基準を適切なタイミングで明確化する等により、迅速かつ的確な権利付与ができるよう努めたい。</p>				
担当局課室等名	特許庁審査第一部調整課審査基準室			

分野	その他	意見・要望提出者	(社)日本経団連																					
項目	原子力発電所の溶接自主検査に対する安全管理審査実施機関の在り方																							
意見・要望等の内容	現在行われている民間機関による審査と同様の審査が、安全管理審査を行う公法人(独立行政法人)が設置された後においても実施されるようにすること。																							
関係法令	電気事業法第52条第3項	共管	なし																					
制度の概要	現在、原子力発電所の溶接自主検査については、法令により経済産業大臣又は経済産業大臣が指定する者が行う審査を受けなければならないと規定されており、経済産業大臣及び幾つかの民間機関により安全管理審査実施されているが、独立行政法人原子力安全基盤機構設立後は、同機構により原子力発電所の溶接自主検査における安全管理審査が一元的に実施されることとなる。																							
計画等における記載の状況	該当なし																							
対応状況・対応方針	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置済・措置予定 措置済</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;">{</td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;">{</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;"></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> <td></td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期： 年 月)</p>					措置済・措置予定 措置済	検討中	措置困難	その他	{		{				措置予定		措置するか否かを含めて検討中					具体的措置の検討中	
	措置済・措置予定 措置済	検討中	措置困難	その他																				
{		{																						
	措置予定		措置するか否かを含めて検討中																					
			具体的措置の検討中																					
(説明)																								
<p>独立行政法人原子力安全基盤機構により一元的に実施される原子力発電所の溶接自主検査に対する安全管理審査については、原子力の安全確保を最優先として実施することとなるが、その実施方法についてはこれまで指定機関における運用の柔軟性に配慮しつつ、独立行政法人として効果的かつ効率的に行うべく検討していく。</p>																								
担当局課室等名	原子力安全・保安院企画調整課独法設立準備室																							